

第2次長崎市人権教育・啓発に関する 基本計画（改訂版）



計画期間 平成 25 年度（2013 年度）～平成 32 年度（2020 年度）

平成 28 年 3 月改訂

長 崎 市

は じ め に

人権とは、私たちが人間らしく幸せに生きるための権利で、誰もが生まれながらに持っている大切な権利です。世界的な戦争が二度も起こり人権が侵害される状態が続いた 20 世紀を経て、「人権の世紀」といわれる 21 世紀に入り、既に 10 年以上が経過しました。



しかし、依然として様々な人権問題があり、暴力や虐待等の被害が深刻化しているほか、セクシュアル・ハラスメントを始めとする様々なハラスメント（不当な扱い）やプライバシーの侵害等の新たな課題も生じています。

このようななか、長崎市では、平成 25 年 3 月に策定した第 2 次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画（計画期間：平成 25 年度～32 年度）の前半 3 年間に係る取組みを検証し、社会情勢や市民意識の変化等を踏まえながら、新たな課題に対応して、このたび後半 5 年間に向けての改訂を行いました。

本計画では、一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする「希望あふれる人間都市」の実現を長崎市のめざす姿として、長崎市第四次総合計画や個別の計画と連携して、具体的な取組みを掲げています。また、長崎市独自の課題として、被爆体験に基づき核兵器廃絶を訴える平和都市としての使命を踏まえ、人権侵害の最たるものである戦争の悲惨さと原爆の恐ろしさ、平和の大切さと命の尊さを次世代に伝え、平和な社会をつくる取組みも掲げています。

すべての人の人権が尊重される社会を実現するためには、私たち一人ひとりの考え方や行動を見直すことが必要です。今後、本計画を実効あるものとするためには、市民、事業所、関係団体の皆様と市がそれぞれの役割を認識し、一体となって取り組むことが重要です。本計画に対する皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画を改訂するにあたり、ご提言をいただきました長崎市人権教育・啓発審議会の委員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成 28 年（2016 年）3 月

長崎市長 田 上 富 久

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	3
1 計画策定の趣旨	5
2 計画策定の背景	5
(1) 世界の状況	5
(2) 日本の状況	6
(3) 長崎県の状況	6
(4) 長崎市の状況	7
3 計画の位置づけ	8
4 計画期間	9
第2章 計画によりめざす姿	11
1 基本理念	13
2 基本目標と取組の体系図	14
第3章 計画を実現させるための方策	17
1 あらゆる場における人権教育・啓発	19
(1) 学校教育における取組	19
(2) 社会教育における取組	24
(3) 人権啓発における取組	27
2 個別の分野における人権教育・啓発	31
(1) 女性に関する取組	31
(2) 子どもに関する取組	35
(3) 高齢者に関する取組	40
(4) 障害者に関する取組	44
(5) 同和問題に関する取組	49
(6) 外国人に関する取組	52
(7) 感染症患者等に関する取組	55
(8) その他の分野に関する取組	58
3 平和な社会をつくる人権教育・啓発	61
4 特に人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育・啓発	65
5 人権侵害から市民を守る体制づくり	68
(1) 相談体制の充実	68
(2) 未然に防ぐしくみづくり	72
6 人権施策を力強く進める環境づくり	73
第4章 計画の推進	75
1 推進体制	77
2 進行管理	77
資料編	79

第1章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

長崎市は、2004（平成 16）年 3 月に「長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、「平和の希求と人権の尊重」を基本理念として、人権尊重社会の実現をめざして全庁体制で取り組んできました。

そのような取組を進める一方で、女性への暴力行為や子ども、高齢者への虐待、障害者への差別など様々な人権課題はなくならないばかりか、ますます深刻化、多様化する傾向にあります。さらに、近年では、北朝鮮による拉致被害者や犯罪被害者をはじめとした人々への支援、インターネット上での人権侵害に対応する環境整備など人権課題への新たな対応の必要性も指摘されています。

このような状況にに応じて、国は様々な法整備を進め、新たな施策を展開しており、長崎県も「長崎県人権教育・啓発基本計画」を平成 23 年度に改訂しました。長崎市は、平成 23 年度から平成 32 年度までの長崎市第四次総合計画を策定し、新しい長崎市のまちづくりに向けた取組を開始した時点で、平成 22 年に長崎県が実施した「人権に関する県民意識調査」の長崎市民分のデータの提供を受けて分析を行いました。長崎市人権教育・啓発に関する基本計画は策定されてから 8 年が経過していたため、急速な社会状況の推移や市民意識の変化に応じ、また、国、県などの計画の変更等を踏まえて見直す必要がありました。そこで、当時の状況に即応した基本計画へと変更し、それにより人権尊重社会の実現に向けた新たな取組を行うために、平成 25 年 3 月に「第 2 次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

2 計画策定の背景

（1）世界の状況

人類は 20 世紀に二度の世界的な戦争を体験し、そこから戦争がいかに人権を侵害し、平和がいかに大切かを学び、その反省と平和への願いに基づく世界各国の取組として、1945（昭和 20）年に国際連合（以下「国連」という。）が結成されました。さらに 1948（昭和 23）年には、人権を守っていくために、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」を採択し、これに法的な拘束力を持たせるため、その後、国際人権規約や様々な人権問題に関する国際条約が採択されています。

そのようななかで、これまでの人権に関する活動の成果を検証し、人権が尊重される社会を確立するために、1993（平成 5）年、ウィーンで世界人権会議が開催されました。この会議では、人権が国際社会の指導原理であり、様々な問題の解決には、人権意識の徹底と人権教育が不可欠であることを確認し、国連に対して人権高等弁務官の設置と人権教育の取組を求めることが提唱されました。

これを受けて、1994（平成 6）年に人権高等弁務官が設置され、1995（平成 7）年から 2004（平成 16）年までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」として、「人権という普遍的文化」が構築されることをめざす人権教育、啓発活動が世界的に推進されました。国連は、「人権教育のための国連 10 年」の終了後も人権教育が重要であるとの認識から、2005（平成 17）年 1 月に「人権教育のための世界計画（プログラム）」を開始しています。また、2006（平成 18）年には、国連総会の下部組織として「人権理事会」が設立され、人権を保障するための体制が強化されました。

(2) 日本の状況

日本国憲法は、すべての国民に基本的人権を保障し、それに基づく施策が推進されてきました。また、国連で採択された人権に関する規約や条約を日本が締結することを通して、国内の人権に関する施策の充実を図ってきました。

そのようななか、さきの「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、日本では、1997（平成9）年7月に、国内行動計画が策定され、あらゆる機会に人権教育の積極的な推進を図り、国際的視野に立って一人ひとりの人権が尊重される、真に豊かで、ゆとりのある人権国家の実現をめざすことになりました。これに先立つ、同年3月に、人権尊重のための教育・啓発並びに人権侵害を受けた被害者の救済に関する施策の推進を国の責務とする「人権擁護施策推進法」が施行され、この法に基づいて設置された「人権擁護推進審議会」は、1999（平成11）年7月に「人権教育・啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申しました。これに基づき、2000（平成12）年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発に関する施策の推進が国や地方公共団体の責務であると規定されるとともに、2002（平成14）年3月には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、毎年、この計画に基づく施策の実施状況の報告と検証が行われています。また、この審議会が、2001（平成13）年5月に「人権救済制度の在り方について」答申したことを受け、人権侵害に対する新たな救済の仕組みなどを規定する法律制定の動きも続いています。

さらに、女性、子ども、高齢者、障害者、感染症患者など様々な人権を擁護するために、「男女共同参画社会基本法」、「児童虐待の防止等に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、「犯罪被害者等基本法」、「発達障害者支援法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、「ハンセン病問題解決の促進に関する法律」などが日本国憲法の趣旨や国際的な流れを踏まえて制定されています。

(3) 長崎県の状況

長崎県は、「人権教育のための国連10年」国内行動計画の策定を受けて、1999（平成11）年5月に長崎県行動計画を策定し、「温もりと心の豊かさが実感できる社会の実現」のために、あらゆる場・あらゆる機会をとらえた人権教育・啓発を推進してきました。2001（平成13）年には「人権に関する県民意識調査」を実施し、行動計画の取組状況や社会情勢の変化などを踏まえ、2003（平成15）年に行動計画を改定しました。

2005（平成17）年4月に、人権に関する広報、啓発、教育、研修、相談、情報提供を行い、交流、連携を図る場として「長崎県人権教育啓発センター」を開設し、同年9月には、長崎県人権教育・啓発推進会議を設置して、人権教育・啓発を全庁的に推進する体制を整えました。

また、2006（平成18）年3月に「平成17年人権に関する県民意識調査」の結果などを踏まえて、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」と連携する「長崎県人権教育・啓発基本計画」を策定しました。この計画に基づき、「温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会の実現」のために、人権教育・啓発活動の拠点である「長崎県人権教育啓発センター」を活用しながら、学校、家庭、職場、地域社会などあらゆる場・あらゆる機会をとおした人権教育・啓発を推進しています。さらに、「平成22年人権に関する県民意識調査」の結果や社会状況の変化、計画の進捗状況などを基に、2012（平成24）年2月に「長崎県人権教育・啓発基本計画」を改訂しまし

た。

なお、第2次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画の本文、又は図表等で、「平成22年人権に関する県民意識調査」を引用している部分については、長崎県が実施した同調査の結果のうち、長崎市民回答データの提供を受けて作成したものです。

※調査結果のグラフについて

- ・グラフ中の数字はパーセント（％）を示します。（四捨五入の関係で合計が100％にならないことがあります。）
- ・H22は平成22年度調査、H17は平成17年度調査、H13は平成13年度調査を示します。
- ・（ ）内の数字は、回答票数を示します。
- ・回答項目に※がついているのは、前回調査と内容が変わったり、追加されたことを示します。

（４） 長崎市の状況

長崎市は、1989（平成元）年3月に「長崎市民平和憲章」を制定し、互いの人権を尊重し、差別のない平和で安全な市民生活を守り、世界平和実現のために努力することを誓い、その実現に取り組んできました。

また、1999（平成11）年9月に「ながさき男女共同参画都市宣言」を行い、性別にとられない男女平等社会の実現にも取り組んできました。

さらに、国連で、「人権教育のための国連10年」が決議され、国、県でも行動計画が策定されたことに伴い、2001（平成13）年3月に長崎市行動計画を策定して、人権に関する教育・啓発を総合的かつ効果的に推進してきました。

このようななか、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発に関する施策の策定及び実施が、国・地方公共団体の責務とされたことを踏まえ、県内で最も早く、2004（平成16）年3月、「長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。この基本計画では、「平和の希求と人権の尊重」を基本に、すべての人々が様々な人権問題を正しく理解し、認識を深めることで、社会全体の人権意識を高めるとともに、一人ひとりが、日常生活のなかで、人権を尊重する態度を習慣として身に付けて実行していける社会の実現をめざすこととし、あらゆる場における人権教育・啓発を全庁体制のもとで推進してきました。

平成23年度から、長崎市のまちづくりの指針となる長崎市第四次総合計画が推進されているなか、女性、子ども、高齢者、障害者などに関する個別の基本計画等は、随時、策定や見直しを行っています。平成25年度から実施され、平成32年度を計画期間としている本計画も、後半の5年間に向けて平成27年度に数値目標等を見直しました。

図1 「人権」についての関心度（平成22年人権に関する県民意識調査）

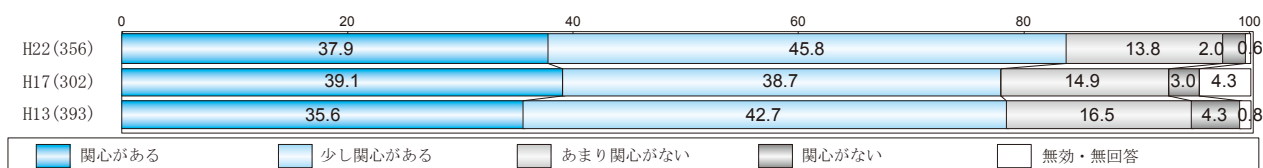
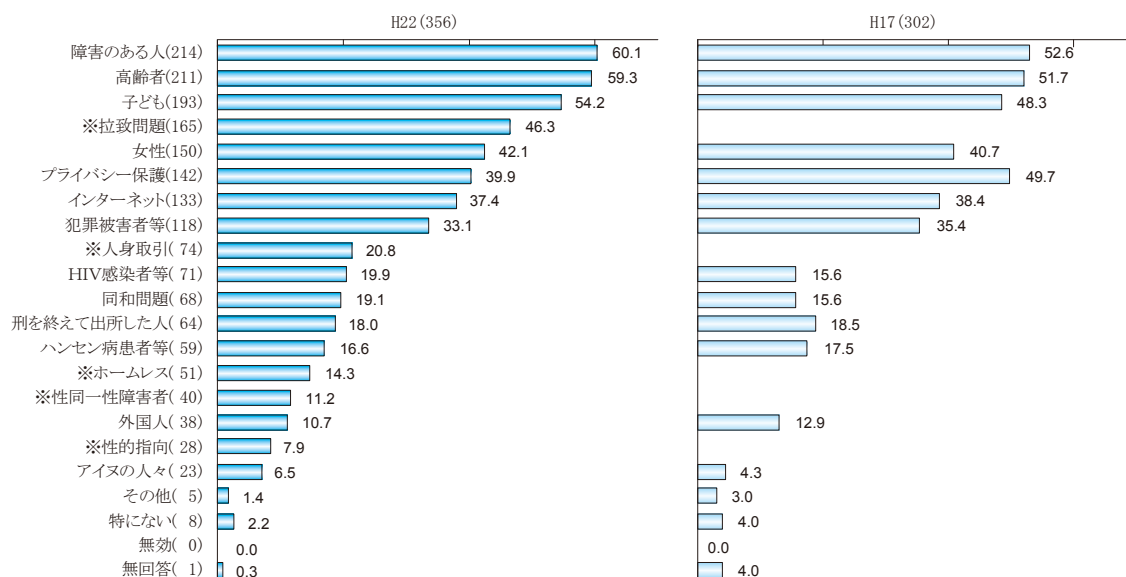


図2 関心のある人権問題 (平成22年人権に関する県民意識調査)



3 計画の位置づけ

(1) 国の法律等と連携した計画

この基本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、長崎市が人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施するための基本的な計画です。また、法に基づき国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」や長崎県が策定した「長崎県人権教育・啓発基本計画」とは整合性を図りながら、連携して実施する計画としています。

(2) 長崎市第四次総合計画を人権の視点から実現する計画

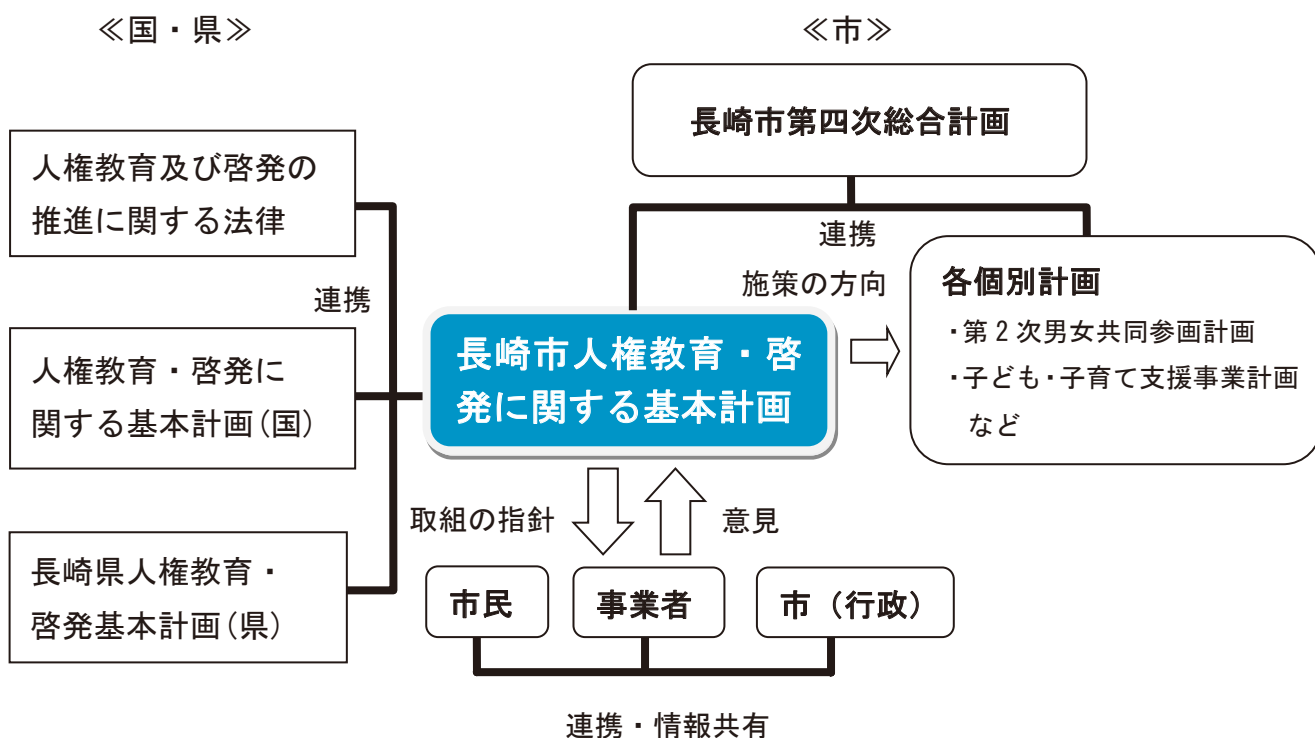
この基本計画は、長崎市第四次総合計画の基本施策「人権が尊重され、様々な分野で男女が参画する社会を実現します」の着実な推進を図るための計画で、市の人権教育・啓発に関する施策の方向を示すものです。個別の問題の対象に関して策定される個別計画に対しては、それぞれの人権上の問題点と施策の方向を示し、それを実施することで人権が尊重された社会をつくるための計画であるとともに、長崎市第四次総合計画の達成に向けて連携して取り組む計画です。

(3) 市民、事業者、市（行政）が取り組む計画

この基本計画は、市民、事業者、市（行政）の三者が目標や役割を自覚したうえで、連携して実施に向けて取り組む計画です。それぞれが主体的、自主的な取組を進めるとともに、互いにつながり、ネットワークを形成することで更に力強く取り組むことをめざします。

(4) 人権尊重社会の実現に向けた行動計画

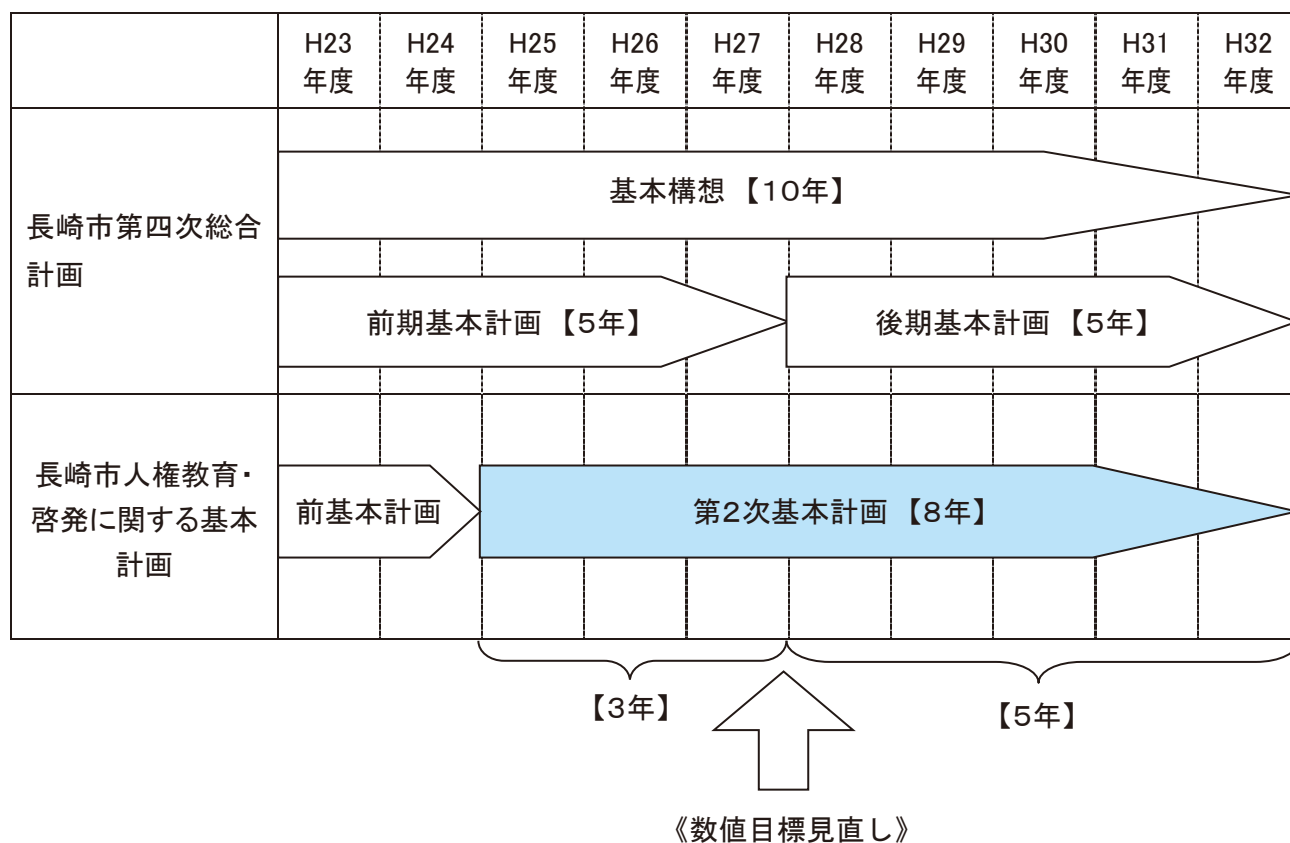
この基本計画は、長崎市の人権尊重社会の実現に向けた「基本理念」と「基本目標」及び「施策の方向」を明確にし、すべての部局が連携して、「具体的な取組と数値目標」により目標の達成を進行管理していく計画です。この計画の推進により、日常生活のなかに、人権尊重の理念に基づく「人権文化」を育てていきます。



4 計画期間

基本計画の期間は、長崎市第四次総合計画との整合性を図り、平成 25 年度から平成 32 年度までの 8 年間とします。

数値目標については、社会情勢の変化や計画の進捗状況に対応させるため、平成 28 年度から平成 32 年度までの目標値を平成 27 年度に見直しました。



第2章 計画によりめざす姿

第2章 計画によりめざす姿

1 基本理念

一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする「希望あふれる人間都市」の実現

人権とは、国籍や性別、年齢、出身などにかかわらず誰もが生まれながらに持っている権利で、一人ひとりの生命や自由、平等を保障し、私たちが人間らしく幸せに生きていくために欠かすことのできない権利です。世界人権宣言では差別の禁止やすべての人の自由・平等の原則が定められ、日本国憲法は国民の基本的な人権を保障するなど、「人権尊重の精神」は人類の基本的ルールとなっています。しかし、人権を守る取組が長年にわたって行われる一方で、私たちの日常生活のなかには、人権が十分認識され、守られているとはいえない状況もあります。

人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するためには、すべての人の人権が共に尊重されることが必要で、そのためには、一人ひとりが「自分の人権だけでなく他人の人権についても正しく理解し、自分の権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合う人権共存の考え方」を持つことが重要です。

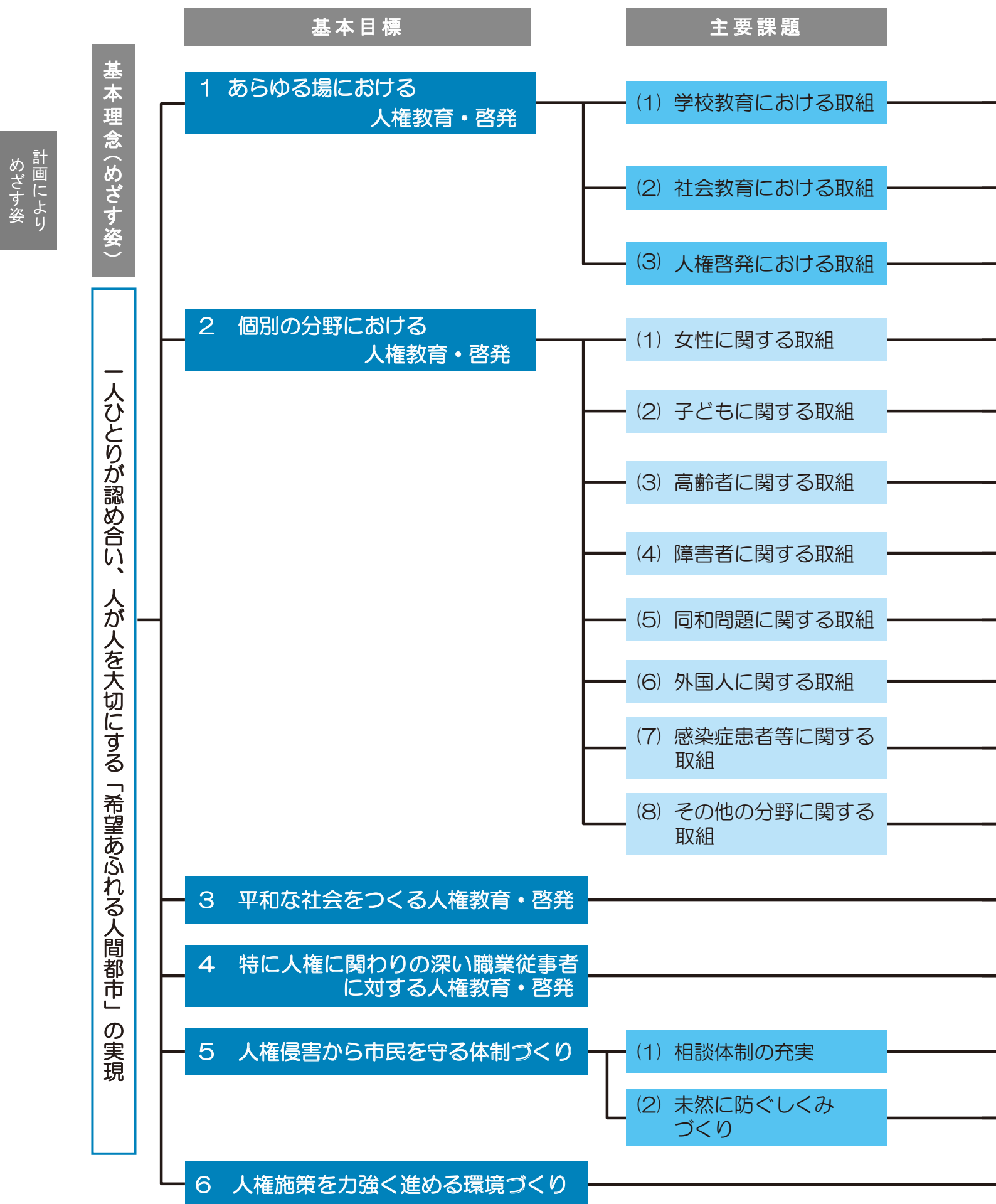
長崎市は、平成23年度から平成32年度までの10年間のまちづくりの指針となる長崎市第四次総合計画を策定し、そのなかで、めざす将来の都市像を『個性輝く世界都市』、『希望あふれる人間都市』としています。『個性輝く世界都市』とは、長崎ならではの価値を世界へ発信し、長崎にしかできない役割を果たし「世界の長崎」としての存在感を示すような都市で、『希望あふれる人間都市』とは、人間性や個性が尊重され、他者を思いやり支え合いながら、誰もが豊かでいきいきと暮らせる、市民が主役である都市のことです。

長崎市は、1571（元亀2）年のポルトガル船入港以来、西洋に開かれた唯一の窓口として、海外や国内の人や文化が交流する場所でした。そして、そのような「交流」が長崎に独特な文化や感覚を生みだし、現在に引き継がれています。長い歴史の中で培われてきた「様々な人や文化と交流し、受け入れ、認める」という長崎の良さを守り続け、国籍や性別、年齢、出身などの違いにとらわれることなく、一人ひとりが互いを認め合い、子どもから高齢者まで、それぞれの人が他の人を大切にするまちをつくっていきます。

また、長崎市は、原爆被爆の惨禍から復興し、核兵器廃絶と世界恒久平和への強固な思いを発信し続けるなど、戦後の日本の平和をリードしてきた都市でもあります。人権尊重の精神が平和な社会の基盤であり、平和な社会の実現こそが人権の尊重につながるという考えに立ち、核兵器のない平和な世界を実現するために豊かな人権感覚を持った市民を育てていきます。そして、先人たちが幾多の困難を乗り越えて私たちに手渡してくれた「人権」と「平和」を私たちの社会にしっかりと根付かせ、後世の人たちに引き継いでいきます。

そのために、すべての人が人権を身近な問題であると認識し、様々な人権について理解し、日常生活において、人権への配慮が一人ひとりの態度や行動に現れるような人権教育や啓発を市民、事業者、行政などが互いにつながりあいながら推進していきます。

2 基本目標と取組の体系図



施策の方向

- ①子どもの発達段階に応じた人権感覚と態度の育成
- ②家庭、学校、地域及び関係団体と連携した取組の実施
- ③体験活動や交流活動を通じた教育の推進
- ④教職員の資質向上の促進
- ⑤教育相談事業の充実

- ①地域や家庭における人権教育の推進
- ②社会教育施設における人権教育の推進
- ③人権問題への理解や人権感覚を高める啓発資料等の充実
- ④人権に関する関係団体との連携・協働

- ①市民への効果的な啓発の実施
- ②関係団体との連携
- ③職場の人権意識を高める取組の充実
- ④人権に配慮した職場環境の整備促進

- ①男女共同参画の意識を高める教育・啓発の推進
- ②男女が共同参画できる社会の実現
- ③男女間における暴力（DV、セクハラ等）への対策の推進

- ①子どもの成長を育む環境の充実と教育の推進
- ②心身ともに健やかな子どもの育成
- ③様々な問題への相談体制の充実

- ①高齢者が安心して自立した生活を送れる環境の整備
- ②高齢者への理解を深める教育・啓発の推進
- ③高齢者の権利擁護の推進

- ①障害者への理解を深める教育・啓発の推進
- ②障害者が安心して自立した生活を送れる環境の整備
- ③障害者の権利擁護の推進

- ①同和問題への理解を深める教育・啓発の推進
- ②差別意識の解消に向けた関係機関や団体との連携

- ①外国人とともに暮らす環境づくり
- ②外国人への理解を深める教育・啓発・国際交流の充実

- ①感染症に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進
- ②相談体制の充実と関係機関との連携

- ①様々な問題への理解を深める教育・啓発の推進
- ②被害が発生した場合の相談や支援体制の周知

- ①被爆の実相の継承と平和学習の充実
- ②核兵器廃絶に向けた世論の喚起と平和な世界の創造

- ①研修や啓発資料による教育・啓発の充実

- ①相談窓口や救済機関、自立支援機関の周知
- ②相談、救済体制の充実
- ③関係機関の連携による機能強化

- ①人権侵害を未然に防ぐ取組の推進

- ①指導者となる人材の育成
- ②効果的な内容と手法の検討
- ③関係機関や団体相互の連携
- ④マスメディア、IT関連技術を活用した情報提供

第3章 計画を実現させるための方策

「第3章 計画を実現させるための方策」の見方

基本目標1 あらゆる場における人権教育・啓発 主要課題(1) 学校教育における取組

【施策の方向】

①子どもの発達段階に応じた人権感覚と態度の育成

基本目標ごとに、
主要課題、施策の
方向を記載して
います。

「施策の方向」に沿って取り組む事業を記載しています。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
1	1 (P.23)	人権教育全体計画の推進による生命や人権を 尊重する心の育成	市立小・中学校児童生徒	学校教育課
2		人権週間での人権に関する取組の実施	市立幼・小・中・高等学校	学校教育課

網掛けしている事業は、成果指標があり、目標値を設定しています。また、指標No.の下
に目標値の掲載ページを記載しています。

取組の指標となるもの(内容)、その指標の直近値(H26年度)と目標年度(H32
年度)の数値を記載しています。

主要課題(1) 学校教育における取組 において事業の進行を管理する指標

指標 No.	取組内容	対象	指標		直近値 (H26年度)	目標値 (H32年度)	所管課
1 (P.22) ※1	人権教育全体計画 の推進による生命 や人権を尊重する 心の育成	市立小・ 中学校 児童生徒	生命や人権を尊 重する心が育っ ていると回答する子 どもの割合	⬆ ※2	小学校 94.0% 中学校 87.0%	小学校 97.0% 中学校 90.0%	学校教育課

※1 指標No.の下に事業一覧の掲載ページを記載しています。

※2 「⬆」は目標値を上回ることが望ましい指標、「⬇」は目標値を下回ることが望ましい指標

第3章 計画を実現させるための方策

一人ひとりの市民が人権を尊重することの重要性を正しく認識したうえで他人の人権にも十分配慮した行動がとれる社会を実現するためには、人権教育や人権啓発をねばり強く実施する必要があります。

人権教育は、人権尊重の精神を着実に養い育てることを目的とする教育活動で、学校の教育活動全体を通じて行われる学校教育や、生涯学習の視点に立って学校外で行われる社会教育によって行われています。人権啓発も同じように人々の人権尊重の精神を養い育てるための広報その他の啓発活動で人権教育を除く活動とされています。これら人権教育や人権啓発が、あらゆる場で、それぞれの人の発達段階に応じて実施される必要があります。また、その際には、実施主体が連携して多様な機会を提供すること、発達段階に応じた効果的な手法を取り入れること、押しつけにならず市民の自主性を尊重すること、実施する側が中立性を確保することなどが求められています。

ここでは、計画を実現させるために次の観点で基本目標を設定し、具体的な方策を整理します。

【基本目標】

- 1 「あらゆる場における人権教育・啓発」→人権一般の普遍的な視点
- 2 「個別の分野における人権教育・啓発」→具体的な人権問題に即した個別的な視点
- 3 「平和な社会をつくる人権教育・啓発」→人権と平和の視点
- 4 「特に人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育・啓発」→人権と職業の視点
- 5 「人権侵害から市民を守る体制づくり」→増加傾向にある人権侵害から市民を守る体制づくり
- 6 「人権施策を力強く進める環境づくり」→計画の効果的な推進を図る方策

基本目標1 あらゆる場における人権教育・啓発

主要課題（1） 学校教育における取組

【これまでの取組】

学校教育については、憲法や教育基本法に示された基本的人権尊重の精神を育成することが戦後一貫して求められてきました。長崎県では、1978（昭和53）年に長崎県同和教育基本方針が策定され、これを受けて、長崎市教育委員会は1979（昭和54）年に「長崎市立学校における同和教育の推進に関する基本的な考え方」を示しました。幼稚園や小・中学校（以下「学校（園）」という。）では、これらの考え方に基づいて、部落差別の解消を目指す教育が推進され、学校（園）における同和教育が人権を尊重する教育の中核を担ってきました。その後、社会の急激な変化と人権問題への関心の高まりを背景に、様々な人権問題が教育上の課題として取り上げられるようになり、あらゆる差別や偏見の解消をめざす人権教育が行われるようになっていきます。「長崎県同和教育基本方針」は、2009（平成21）年に「長崎県人権教育基本方針」に改定されました。それを受けて、長崎市も、様々な人権問題の解決には教育の果たす役割が重要であると考え、あらゆる差別の撤廃に向けた同和教育の理念や取組を受け継ぎながら、人権教育の推進を図っています。

また、人権尊重の精神が平和な社会の基盤であり、平和な社会の実現が人権の尊重につながるという考えに基づき、長崎市では平和教育を重点的に推進しています。学校活動全体を通して平和教育の視点に立った教育を行うことで人権尊重の基礎を培い、差別のない学級・学校づくりをめざしています。

女性に関する問題については、1998（平成10）年に、長崎市教育委員会が「長崎市立幼稚園

及び小・中学校における男女平等教育の推進について」を示し、男女平等教育を推進してきました。保健体育科や技術・家庭科など従来男女別に行われてきた授業も男女共修が原則となり、男女が区別されるのは健康診断などの限られたもののみになっています。

子どもに関する問題については、1989（平成元）年に、国連が、18歳未満のすべての子どもが一人の人間として尊厳を持って生きていくための権利を総合的に保障する「児童の権利に関する条約」を採択したため、その趣旨の周知に努めています。また、小・中学校などにおけるいじめや不登校をなくすために、一人ひとりの子どもの人権意識を高めるとともに、1998（平成10）年から各種相談員を配置し、相談体制の充実を図ってきました。

高齢者に関する問題については、地域の高齢者との交流活動や疑似体験によって高齢者の気持ちや体の状態を理解するための様々な活動が取り入れられています。

障害者に関する問題については、1961（昭和36）年に長崎市立小学校に初めて特殊学級（現、特別支援学級）が設置され、1979（昭和54）年には養護学校（現、特別支援学校）の設置が義務化されました。また、1981（昭和56）年の国際障害者年を契機に、障害者への理解を深めるための積極的な交流教育の取組が開始されました。さらに、2007（平成19）年から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援を更に充実していくこととなりました。加えて、各種障害者団体の協力で、小・中学校において「手話教室」「車椅子体験」「啓発講話」なども取り入れられています。

同和問題に関しては、本市教育委員会が作成する、各教科・道徳・特別活動の年間をとおした学習指導計画である「指導計画書」の中に、人権・同和教育推進の視点を示し、カリキュラム全体の中にもそれを位置づけてきました。また、市立小・中学校においては、毎年作成する人権・同和教育の全体計画を基に児童生徒への指導、授業研究、教職員への研修を行い、さらに本市教育委員会が教職員への研修や啓発資料・指導資料の作成・配付などを行っています。

外国人に関する問題については、外国人との交流を通して外国の言語や文化への理解を深め、国際理解の感覚を養うために、1988（昭和63）年から、長崎市立中学校にALT（外国語指導助手）を配置し、2000（平成12）年には、市内在住の外国人を小学校に派遣するハローイングリッシュ事業を開始しています。

【現状と課題】

○幼児、児童、生徒、学生の豊かな人間性や社会性を調和させて育成することが人権教育の目標であり、保育所では保育所保育指針、幼稚園では幼稚園教育要領、学校では学校指導要領に基づいて人権教育が行われています。子どもたちの人権感覚と人権尊重の態度を養うためには、それぞれの発達段階に応じて、保育所や学校教育活動全体を通じて、公正、中立の立場から、一人ひとりを大切にした教育が行われなければなりません。また、子どもが様々な人権問題を知識として理解するだけにとどまらず、日常生活において人権を大切にする態度や行動をとれるような人権感覚を養うことが求められています。

○子どもたちが人権について理解し、人権を尊重する行動をとれるようにするには、学校だけでなく、子どもたちが生活する身近な環境で様々な人権教育を継続して行うことが重要です。そのため、家庭、学校、地域社会や関係団体が連携して行う人権教育が求められています。

○子どもや保護者が様々な人権問題を正しく理解するための啓発資料を配布し、教職員が利用する指導資料を作成しています。それぞれの年代の子どもたちが様々な人権感覚を身に付けるための効果的な学習方法や教材について検討し、資料の充実を図ることが求められています。

○子どもたちが「自分を大切にするとともに他の人の大切さを認める」という人権感覚を身に付け、日常生活のなかで他の人を思いやり、その人の人権を尊重することができるようになるには、様々な人との交流や多様な体験を通して社会性や豊かな人間性を育むことが必要です。そのため、ボランティアなどの社会奉仕体験活動や自然体験活動などの体験による学習や、高齢者や障害者などとの交流による学習が取り入れられています。今後も、そのような学習により子どもたちに人権感覚を体得させることが求められています。

○幼稚園や学校での人権教育において最も重要な役割を担うのは教職員で、子どもたちの指導にあたる教職員は人権尊重の理念を十分体得していなければなりません。教職員の資質の向上を図り、学校の人権教育を充実させるために教職員への研修や研究活動を行っています。今後、教職員の人権感覚と技能を磨く参加型の研究や、研究授業を中心とした実践的な研究を進めるとともに、教職員を対象とした研修内容の充実と参加促進を図る必要があります。

○教職員と児童生徒は「指導する側」、「指導される側」という関係にあります。そのようななかであって、教職員の発言や身体への接触などが、児童生徒に身体的、精神的、性的に苦痛や被害を与える場合があります。このことを教職員一人ひとりがしっかりと認識し、高い人権意識を持って児童生徒と接することが大切です。また、教職員の間でも、同様のことが起こりうることから、教職員対象の研修会や各校の服務規律推進委員会、他の教職員と相互点検などにより、認識を高めていく必要があります。

○それぞれの発達段階に応じた人権教育が行われる一方で、学校等におけるいじめや不登校はいまだ社会の大きな問題となっており、非行や暴力なども発生しています。また、情報化社会の進展によりインターネットや携帯電話によるトラブルが発生しています。特にいじめの問題に関しては、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて児童生徒一人ひとりに徹底することを基本姿勢とした対応を行い、その他の問題に関しても問題発生の防止と発生後の迅速な対応に努めています。また、すべての子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、各種相談員を配置して子どもが相談しやすい環境を整備するとともに、不登校や支援を要する児童生徒への相談体制を充実する必要があります。

【施策の方向】

子どもが様々な人権問題を知識として理解するだけにとどまらず、日常生活において人権を大切にする態度や行動をとれるような人権感覚を身につける人権教育を、保育所や幼稚園、学校などで推進します。

① 子どもの発達段階に応じた人権感覚と態度の育成

それぞれの発達段階に応じて、保育所や幼稚園、学校の活動全体を通じて、豊かな人間性や社会性を調和させて育成する人権教育を行います。

② 家庭、学校、地域及び関係団体と連携した取組の実施

学校だけでなく、子どもたちが生活する家庭や地域社会などと連携して、継続した人権教育を行います。

③ 体験活動や交流活動を通じた教育の推進

子どもが、様々な人との交流や多様な体験を通して社会性や豊かな人間性を育むために、体験活動や交流活動を取り入れた人権教育を行います。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
1	1 (P.23)	人権教育全体計画の推進による生命や人権を尊重する心の育成	市立小・中学校児童生徒	学校教育課
2		人権週間での人権に関する取組の実施	市立幼・小・中・高等学校	学校教育課
3		人権の花運動への小学校の参加 (施策の方向②③のみ)	小学校	学校教育課
4		人権作文コンクールへの中学校の参加 (施策の方向②③のみ)	中学校	学校教育課

④ 教職員の資質向上の促進

効果的な人権教育を行うために、子どもに関わる教職員などの資質の向上を図る研修や実践的研究を充実します。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
5		人権教育研修会(全体)の実施	市立小・中学校教職員	学校教育課
6		採用年次に伴う計画的な研修の実施(新規採用、2・3 年目、10 年経過教職員)	市立小・中学校教職員	学校教育課
7		小・中学校での人権教育研修の実施	市立小・中学校教職員	学校教育課
8		人権教育公開授業研究会(小・中 2 回)の実施	市立小・中学校教職員	学校教育課
9		人権教育研究校での人権教育の実践	市立小・中学校	学校教育課

⑤ 教育相談事業の充実

いじめや不登校、非行、暴力をはじめとする子どもが抱える様々な問題の発生防止と早期発見、早期対応を図るため、各種相談員を配置して教育相談事業を充実します。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
10		各種相談員の配置	市立小・中学校	学校教育課
11		スクールカウンセラー派遣	市立小・中学校	学校教育課
12		スクールソーシャルワーカー派遣	市立小・中学校	教育研究所
13		いじめ、不登校、障害のある児童・生徒の相談対応	児童、生徒、保護者	教育研究所
14		不登校カウンセリング事業	市立小・中学校	教育研究所
15		学校適応指導教室	市立小・中学校	教育研究所

主要課題（１）学校教育における取組

において事業の進行を管理する指標

指標 No.	取組内容	対象	指標		直近値 (H26年度)	目標値 (H32年度)	所管課
1 (P.22)	人権教育全体計画の推進による生命や人権を尊重する心の育成	市立小・中学校 児童生徒	生命や人権を尊重する心が育っていると回答する子どもの割合	↑	小学校 94.0% 中学校 87.0%	小学校 97.0% 中学校 90.0%	学校教育課

※「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標

主要課題（2） 社会教育における取組

【これまでの取組】

近年の社会情勢の変化に伴い、様々な人権課題が生じているなか、社会教育においては、基本的人権の尊重を基調とする多様な学習機会の充実を図るとともに、人権が一人ひとりの身近な問題であるとの認識を深め、日常生活において人権への配慮が態度や行動に現れるような人権意識の高揚に努めてきました。

具体的には、2004（平成 16）年 3 月策定の「長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、公民館などの身近な社会教育施設で、市民を対象とした人権に関連する講座や研修会、講演会、映写会などを開催し、人権に関する基本的な知識や考え方を習得するとともに、人権感覚を身につけるため、社会教育活動を通じて、様々な手法の効果的な人権に関する学習機会の充実・推進に努め、啓発資料の配布も行ってきました。

また、家庭教育の役割を十分に果たしていけるよう、PTA役員研修会や、公民館における家庭教育学級・育児講座等の機会を通して、保護者への人権教育・啓発を行い、地域においては、あいさつ運動などの地域活動を通じて、他者との好ましい人間関係づくりを中心とした人権教育・啓発を展開してきました。

さらに、家庭・学校・地域等への人権教育が進展するよう、1994（平成 6）年に設置された「長崎市同和教育推進協議会」を 2006（平成 18）年から「長崎市人権教育推進協議会」と名称を変更し、市の担当部局及び各関係機関・団体が連携、協力しながら、効果的な人権教育・啓発を推進するための情報交換などを行っています。その結果、講演会や研修会の開催時に連携を取り合うなど協力関係も深まり、機能的な人権教育の推進が図れるようになってきました。

【現状と課題】

○地域では、そこに暮らす人々の生き方や姿勢を認め合い、真に人権が尊重される地域づくりを推進することが求められています。地域で人権教育を行うことは、日常生活における実践的な人権感覚を培うことにつながります。しかし、地域の間人関係が希薄化する傾向にあるなか、孤独死や虐待など新たな人権課題も生じています。地域社会における様々な機会を活用し、地域の生活課題と人権問題を効果的に結びつけるなど、地域の実情をふまえた人権教育の推進が重要で、各関係機関や団体への事業の協力と人権問題に対する共通理解を通して人権教育を推進する必要があります。

○子どもの人格は、その成長過程において多くが家族との触れ合いのなかで形成され、家庭は人権教育を推進するうえで最も基本的で重要な場といえます。なかでも、保護者をはじめとする大人が生命の尊さや人権を尊重する考え方や態度を子どもに示していくことが重要で、人権について大人と子どもが率直に話し合い、家族を基本とした心の通い合う豊かな人間関係を築き上げることも必要です。人権教育の重要度が増しており、保護者やPTAに対しては、人権意識に基づいた学習支援を行っていますが、今後も充実していく必要があります。

○多様な価値観や個人を重んじる志向が強まるなかであって、人権尊重の意識を高めるために、学習機会の継続的な提供を行っていますが、参加者が固定化する傾向があります。生涯学習の視点に立って、あらゆる年代を対象とした人権に関する学習機会の充実を図っていくとともに、

日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を育成するため、各種の社会教育活動を通じて、参加体験型の活動や身近な課題を取り上げるなど創意工夫して推進する必要があります。

【施策の方向】

日常生活のなかで身近な人権教育の場である地域や家庭において、地域での活動やPTA研修会、社会教育施設などのあらゆる場で、人権の視点を踏まえた社会教育を推進します。

① 地域や家庭における人権教育の推進

自治会、老人会、子ども会などの地域での活動やPTA研修会の機会をとらえ、方法や内容を工夫し、人権の視点を踏まえた学習機会の充実を図ります。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
16		人権の視点を含んだPTA役員研修会・子育て研修会の開催	保護者	生涯学習課
17		自主家庭教育学級の開催	市民	生涯学習課

② 社会教育施設における人権教育の推進

公民館などの社会教育施設で、人権に関する学習会や人権尊重の理念を取り入れた講座を開催します。また、人と人との関わりを学ぶ場として、体験活動や交流活動を実施します。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
18	2 (P.26)	社会教育施設などでの人権感覚の向上を図る学習機会の提供	市民	生涯学習課
19		人権ポスター展の開催	市立小・中学校 児童生徒	生涯学習課

③ 人権問題への理解や人権感覚を高める啓発資料等の充実

様々な場面で活用できる人権に関する啓発資料を配布することで、人権問題への理解を深め、人権感覚を高めます。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
20		人権啓発資料の作成、配布	市民	生涯学習課

④ 人権に関する関係団体との連携・協働

人権教育・啓発の効果的な推進を図るため、PTAなどの社会教育関係団体や関係機関との連携や協働を進めます。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
21		人権教育推進協議会による関係課及び団体による連携・協力	人権関係課及び 団体	生涯学習課 学校教育課
22		三校合同人権集会の開催	市内全小中 PTA 育成協 人権教育関係団体	生涯学習課

主要課題（2）社会教育における取組 において事業の進行を管理する指標

指標 No.	取組内容	対象	指標		直近値	目標値	所管課
					(H26年度)	(H32年度)	
2 (P.25)	社会教育施設などでの人権感覚の向上を図る学習機会の提供	市民	講座の参加者数	↑	670人	700人	生涯学習課

※「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標

主要課題（3）人権啓発における取組

【これまでの取組】

長崎市は、外部団体等との連携を図りながら、すべての人の基本的人権を尊重するための人権啓発事業を推進してきました。人権問題に関する講演会・研修会の開催や人が集まる様々な機会を利用した啓発活動、リーフレット・広報紙などの資料配布による啓発を市民、企業、団体等に対して行い、人権意識を高める取組を進めています。

企業や団体等は、雇用の創出や地域の発展に寄与する点で重要な役割を果たす一方、社会的責任や社会貢献が問われる立場でもあります。企業では、リストラや過労死、採用時における差別、雇用条件や雇用環境における差別など企業や事業主の人権意識が問われる問題が発生し、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、性的マイノリティとされる人々の人権が脅かされる問題などもおこっています。各企業は、人権問題に関する職場研修の実施や講演会等への参加など従業員の人権意識を高める取組を行い、長崎市は、関係機関と連携して企業に対するセミナーや各種施策などの情報提供を行っています。

また、長崎市では、公的機関が率先して職場環境を整備して企業や団体等に示すことにより、企業等の職場が人権に配慮したものとなるよう、セクシュアル・ハラスメントをはじめとする職場の人権侵害を防止する取組を積極的に進めています。

【現状と課題】

○市民が、人権について正しく理解し、人権に配慮した行動がとれるようになるために、様々な人権問題に関する講演会や研修会などを開催していますが、平成 22 年人権に関する県民意識調査では人権についての講演会などに参加したことがある人の割合は 19.4%でした。講演会などの内容を充実させるとともに、市民が参加しやすい環境を整備することが求められています。また、講演会等を開催するだけでなく、人が多く集まる機会を利用した啓発活動を実施する必要があります。

○啓発冊子やパンフレット、広報紙やインターネットなどを活用して市民に広く啓発を行っています。平成 22 年人権に関する県民意識調査では、新聞や雑誌、テレビやラジオ、県や市町の広報誌・パンフレットで人権に関連した記事を読んだことのある人の割合がいずれも 50%を超えていました。そのような啓発方法を積極的に活用するとともに、インターネットや携帯電話などの IT 関連技術を活用した啓発にも力を入れる必要があります。

○様々な人権問題についてあらゆる機会を活用した人権啓発ができるように、県や法務局、民間団体などと情報を交換しながら連携して市民への啓発を行っています。今後更に効果的な啓発活動を行うために様々な団体や関係機関との連携を強化していくことが求められています。

○職場では、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの人権侵害が問題となり、職場以外でも様々な人権問題が発生しています。事業主を含め雇用される人全員が人権について正しく理解し人権尊重の意識と態度を身に付けていくには、職場における人権教育、啓発を積極的に行う必要があります。また、企業が自ら人権教育・啓発に取り組んでいけるよう、市は、経済関係団体等に要請し、企業の人権への取組を国や県、関係団体と連携して行うなど積

極的に支援する必要があります。

○長崎市には性別による偏った採用などを実施する企業や障害者の法定雇用率を満たしていない企業があり、また、リストラなどで女性、高齢者、障害者が対象になることも危惧されています。企業は、女性や障害者、高齢者、同和地区出身者などにかかわらず、すべての人に雇用機会や雇用条件を平等に与えるよう求められており、雇用に関して企業や事業主の人権意識を高める必要があります。また、一定規模の事業所には、雇用に関わる様々な人権問題に対応する「公正採用選考人権啓発推進員」が配置されているため、その積極的な活用を図るとともに、配置されていない企業でも公正な採用等が行われるように働きかける必要があります。

【施策の方向】

市民の人権問題への理解を深め、人権意識を高めるため、関係機関と連携して効果的な啓発活動を行うとともに、企業や団体における人権啓発の支援を推進します。

① 市民への効果的な啓発の実施

講演会や研修会の開催、啓発資料の配布、人が集まる機会を利用した啓発活動などを、内容や方法を工夫して効果的に実施します。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
23	3 (P.30)	市民意識調査による人権意識の把握	市民	人権男女共同参画室
24	4 5 (P.30)	人権問題講演会等の開催	市民	人権男女共同参画室
25		憲法週間、人権週間に合わせた人権啓発の実施	市民	人権男女共同参画室
26		広報紙への人権問題特集号の折り込みによる啓発	市民	人権男女共同参画室
27		人権啓発資料の作成・配布による啓発	市民	人権男女共同参画室
28		人権に関する研修会などへの講師派遣	市民	人権男女共同参画室

② 関係団体との連携

県や法務局、民間団体などの関係する機関や団体と情報を交換しながら、連携して、あらゆる機会を活用した啓発を行います。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
29		法務局や県の人権担当課との連携を図る「長崎地域人権啓発活動ネットワーク協議会」などへの参加	関係団体	人権男女共同参画室
30		人権擁護委員との連携・協働	人権擁護委員	人権男女共同参画室

③ 職場の人権意識を高める取組の充実

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントをはじめとした職場の人権に関する理解を促進するとともに、その他の人権意識を高める取組を職場で充実するための支援を行います。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
31		市ホームページ「労政だより」でのセミナーや各種施策等の情報提供	企業等	産業雇用政策課
32		講演会の案内、啓発資料の提供などの人権に関する情報提供	企業、団体等	人権男女共同参画室

④ 人権に配慮した職場環境の整備促進

公平な雇用機会や雇用条件を提供できる人権に配慮した職場環境の整備を促進するための教育・啓発を行います。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
33		市役所におけるセクシュアル・ハラスメントに関する専門相談員等の配置	職員他関係者	人事課

主要課題（3）人権啓発における取組 における事業の進行を管理する指標

指標 No.	取組内容	対象	指標		直近値 (H26年度)	目標値 (H32年度)	所管課
3 (P.28)	市民意識調査による人権意識の把握	市民	いやな思いをしたり、不当な扱いを受けたことがある市民の割合	↓	24.2% (18～22年度平均)	23.2%	人権男女 共同参画室
4 (P.28)	人権問題講演会等の開催	市民	人権問題講演会、講座、研修会への参加者数	↑	1,341人 (23～26年度平均)	1,500人	人権男女 共同参画室 生涯学習課
5 (P.28)			人権問題講演会の参加者のうち関心が深まった人の割合	↑	85.0% (23～26年度平均)	90.0%	人権男女 共同参画室

※「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標

基本目標 2 個別の分野における人権教育・啓発

主要課題（1） 女性に関する取組

【これまでの取組】

日本国憲法では個人の尊重と法の下での平等がうたわれていますが、実際には固定的な性別役割分担意識が根強く存在し、女性が不利益を受けている状況があります。男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野の活動に参画できる社会を作ることが必要であることから、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組が行われています。

1975（昭和 50）年、国連が提唱した「国際婦人年」に女性の地位向上のための行動を促す「世界行動計画」が採択され、それを受けて日本では、1977（昭和 52）年に「国内行動計画」が策定されました。1979（昭和 54）年には、国連で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女性差別撤廃条約」という。）」が採択され、日本も 1985（昭和 60）年に批准しました。その間、「国籍法」、「戸籍法」の改正や「男女雇用機会均等法」の制定など国内法が整備され、1999（平成 11）年には、人権の尊重を男女共同参画社会の根底をなす最も重要な基本的理念と位置づけた「男女共同参画社会基本法」や翌年には男女共同参画基本計画が策定され、男女共同参画社会の実現をめざした積極的な取組が展開されてきました。また、男女が共に職場、家庭、地域でいきいきと多様な生き方が選択、実現できる社会をつくるために、2007（平成 19）年には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」や「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されています。

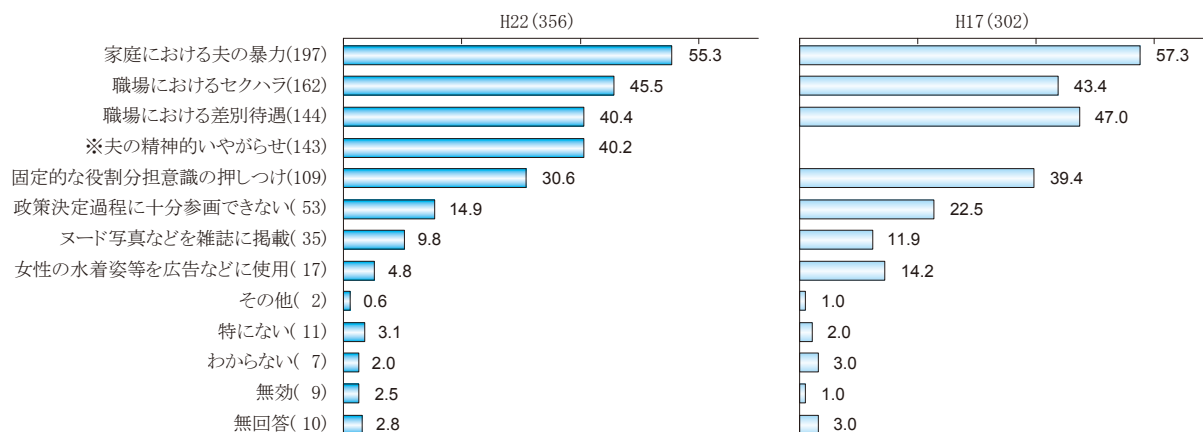
このような流れを受けて、長崎市は、1984（昭和 59）年に婦人対策担当を、翌年「長崎市婦人問題懇話会」を設置するなど女性の地位向上と福祉の増進を図る施策を推進してきました。その後、1992（平成 4）年に女性の活動拠点として女性センターを開設し、「あじさい男女平等推進プラン」などの策定を経て、1999（平成 11）年に「ながさき男女共同参画都市宣言」を行い、市民や事業者と一体となった男女共同参画社会の実現をめざしてきました。また、「男女共同参画社会基本法」や国の男女共同参画基本計画などを受けて、2001（平成 13）年に「長崎市男女共同参画計画」を策定し、2002（平成 14）年には「長崎市男女共同参画推進条例」を施行しました。「長崎市男女共同参画計画」は、その後 2 回の見直しを経て、2011（平成 23）年に、「第 2 次長崎市男女共同参画計画及び同計画前期行動計画」を策定し、平成 27 年度に見直しを行い、後期行動計画（平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間）を策定しました。

また、女性の人権を侵害するものとして、ドメスティック・バイオレンス（配偶者や親密な関係にあるパートナーからの暴力。以下「DV」という。）、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント（性的な嫌がらせ）などが大きな社会問題となっており、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（2000 年）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（2001 年）」などの法が整備されました。これを受けて、2011（平成 23）年に、長崎市男女共同参画推進センター（アマランス）の従来の相談窓口に配偶者暴力相談支援センターとしての機能を持たせるなど、更なる DV 被害者の支援に努めています。

表 1 男女平等、固定的役割分担意識について（市民意識調査）

	平成 17 年度	平成 20 年度	平成 23 年度	平成 26 年度
男女平等だと感じている市民の割合	19.4%	22.1%	33.6%	28.5%

図 3 女性に関する人権上の問題点（平成 22 年人権に関する県民意識調査）



【現状と課題】

○「男女共同参画社会基本法」の施行などにより男女の人権が尊重され、共に参画する社会づくりが進められてきましたが、市民の意識や行動、社会制度や慣習のなかには、性別による差別やそれに基づく固定的な役割分担意識が根強く残り、女性の活動の場の選択に影響を及ぼしています。男女平等、男女共同参画の意識を浸透させるために、市民への啓発や教育をあらゆる場所で継続して行う必要があります。

○男女雇用機会均等法が施行され、雇用形態や賃金における性別による格差を解消する取組などが進められてきましたが、依然として男女間の格差が生じており、女性の社会参画に影響ができています。性別にかかわらず、誰もが、あらゆる分野に積極的に参画し、自分の能力に見合った適正な評価を受け、活躍できる社会をつくっていくことが重要です。

○女性の労働力への需要が高まる一方で、家事や子育て、介護などといった地域や家庭における役割が女性に集中する傾向も続いており女性の負担が増加しています。女性も男性も社会で充実感を感じながら働き、仕事の責任を果たす一方で、家庭や地域において、子育てや介護、自己啓発、地域活動など様々な活動を自分の希望するバランスで展開できるようにするため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する必要があります。

○家庭におけるDVや職場におけるセクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）の他にも、性犯罪、売買春、ストーカー行為などの女性に対する暴力事案が大きな社会問題となっており、長崎市も「第2次長崎市男女共同参画計画」を策定してDV対策を推進するなど暴力に対する取組を展開しています。女性の人権を大きく阻害する暴力について、予防のための啓発や教育を若年層も対象として継続して行う必要があります。

【施策の方向】

「長崎市男女共同参画推進条例」、「第2次長崎市男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画社会を実現するための施策や、女性の人権を守る取組を推進します。

① 男女共同参画の意識を高める教育・啓発の推進

女性も男性も一人の人間として等しく尊重され、性別にとらわれず、自らの意思による多様な生き方を選択できる社会を実現するために、男女共同参画についての意識を高める教育・啓発に取り組めます。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
34		男女共同参画社会の形成を阻害するおそれがある要因となる慣行、市の制度の啓発と見直し	市民、関係機関	人権男女共同参画室
35	6 7 (P.34)	男女共同参画推進センターが主催する講座、派遣講座、市民企画講座の実施	市民	男女共同参画推進センター
36		広く市民に啓発する機会を提供するアマランスフェスタの開催	市民	人権男女共同参画室・ 男女共同参画推進センター

② 男女が共同参画できる社会の実現

家庭や地域、職場などあらゆる分野で、男女が共に責任を担い、積極的に参画することができる社会づくりを促進するために、関係機関への働きかけや情報発信を行います。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
37		市の審議会等への女性委員の積極的登用の働きかけ	市関係課	行政体制整備室
38		就労や起業支援講座の開催	市民	男女共同参画推進センター
39		ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催	市民、事業者	男女共同参画推進センター
40		男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業の表彰	事業者	人権男女共同参画室

③ 男女間における暴力（DV、セクハラ等）への対策の推進

暴力を許さない環境づくりのための取組として、DVやセクハラへの相談体制の充実及び未然防止のための意識啓発を推進します。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
41		DV未然防止のための若年層への予防啓発講座（デートDV防止授業）の開催	生徒、教職員、保護者	男女共同参画推進センター
42		啓発物やホームページ等による、DVに関する正しい理解と認識の促進のための情報発信	市民	男女共同参画推進センター
43		セクシュアル・ハラスメント等の啓発講座の開催	市民 事業者	男女共同参画推進センター
44		DV被害者支援のための警察、司法機関、民間団体、県などとの連携・協力	関係機関	人権男女共同参画室

主要課題（1）女性に関する取組 における事業の進行を管理する指標

指標 No.	取組内容	対象	指標		直近値 (H26年度)	目標値 (H32年度)	所管課
6 (P.33)	男女共同参画推進センターが主催する講座、派遣講座、市民企画講座の実施	市民	参加者数	↑	3,610人	4,250人	男女共同参画推進センター
7 (P.33)			参加者の満足度	↑	88.9%	92.0%	男女共同参画推進センター

※「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標

主要課題（2） 子どもに関する取組

【これまでの取組】

1989（平成元）年、国連で「児童の権利に関する条約」が採択され、日本も1994（平成6）年に批准しました。この条約は、18歳未満の子どもを独立した人格を持つ権利の主体として尊重するとともに、大人から発達を支援され、保護されなければならないとして、子どもの生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利を総合的に保障しています。

日本では、少子化、核家族化、共働き家庭の一般化など子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化し、虐待をはじめとする子どもの人権を脅かす問題も発生しています。そのようななかで、子どもの人権を守るため、1998（平成10）年に児童福祉法が改正され、2000（平成12）年には「児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）」が施行され、その後の改正を経て制度の充実が図られました。また、少子化社会に対応するため、2003（平成15）年に「少子化社会対策基本法」や「次世代育成支援対策推進法」が制定され、国、地方公共団体、企業等が一体となって次世代を担う子どもの育成を支援することになりました。さらに、子どもが犯罪に巻き込まれるケースやインターネットなどによる人権侵害が深刻化したことを受けて、出会い系サイト規制法（通称）や青少年インターネット環境整備法（通称）なども整備されています。

長崎市では、社会全体で、子どもと子育て家庭を支援するために、1998（平成10）年に「長崎市子育て支援計画」を策定しました。その後、2005（平成17）年に「長崎市次世代育成支援行動計画」の「前期計画」を、2010（平成22）年には「後期計画」を策定しました。2015（平成27）年には「長崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援の更なる充実を図っています。また、2014（平成26）年には「長崎市子どもを守る条例」を施行し、いじめ等から子どもを守るため、「いじめ等の防止等」について基本的な考え方を定め、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境の整備を推進しています。

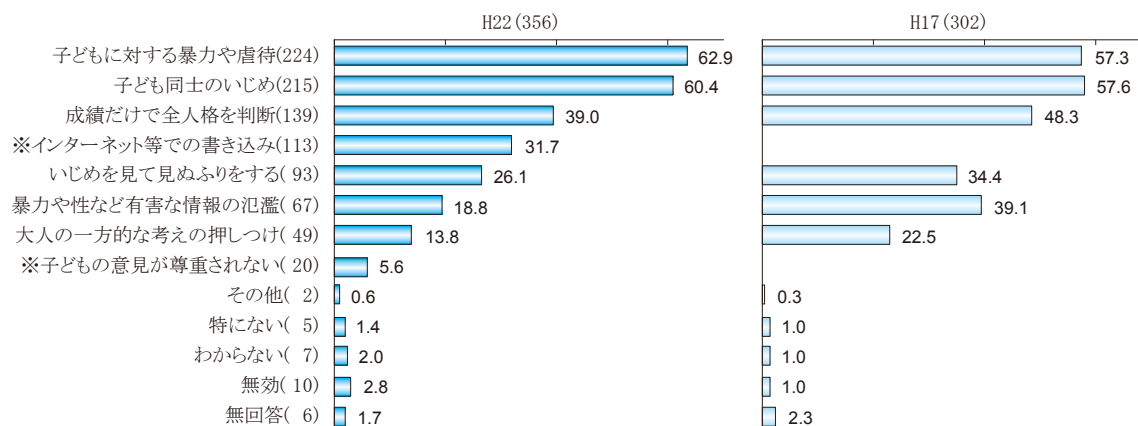
そのようななかで、平成15年度に「こども課（平成18年度から子育て支援課に変更）」を、平成18年度には「こども部」を設置し、子どもに関する施策を総合的に行う体制を整備しました。児童福祉法の改正により、平成17年度から、児童相談所で実施していた児童虐待をはじめとする相談業務については、住民に身近な市町村が一義的な窓口と位置づけられ、保護者や関係機関等からの子どもに関するあらゆる相談を受け付けています。児童虐待に対しては、「親子支援ネットワーク地域協議会（要保護児童対策地域協議会）」により関係機関との連携を強化して取り組むとともに、児童虐待防止のためのマニュアルの作成や研修会の開催により市民に周知啓発を図るなど、様々な施策を展開しています。また、携帯電話等の通信端末機を介したトラブル防止のために「メディア利用の共通ルール」を作り、長崎市PTA連合会とともに定着推進に取り組んでいます。

学校などでは、いじめや差別、不登校、非行や暴力のない安心して通える明るい学校をつくるために、家庭や地域、関係団体と連携しながら、子どもたち一人ひとりの人権感覚と人権尊重の態度を養う人権教育を行い、子どもや保護者が必要な時に相談できるよう相談体制の充実を図っています。さらに、地域社会では、家庭や地域の団体、学校などが連携して子どもが健全に育つ環境づくりに取り組んでいます。

表2 児童虐待、いじめなどの件数推移

	平成 18 年度	平成 20 年度	平成 23 年度	平成 26 年度
児童虐待相談実対応件数（※H18 年度は受理件数）	※100 件	109 件	96 件	165 件
いじめの認知件数	1,302 件	1,359 件	860 件	849 件

図4 子どもに関する人権上の問題点（平成22年人権に関する県民意識調査）



【現状と課題】

○全国的な少子化傾向のなかで、核家族化や共働き家庭の一般化により、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域の子育て力の低下が懸念されています。子どもの基本的人権の尊重と保護を目指す「児童の権利に関する条約」に基づき、すべての子どもが安心して自分らしく生活し、社会に参加できることが重要です。その環境を整えるため、社会全体で子育て家庭を支援する体制づくりや多様なニーズに対応した保育サービスの提供、家庭・学校・地域が連携し一体となった教育を行っています。また、子どもの人権を保障するには、保護者をはじめとする大人が子どもの人権について正しく理解する必要があるため、家庭や地域に対する教育や啓発を今後も充実することが求められています。

○子育て支援施設、保育所、幼稚園、学校、地域などで、それぞれの発達段階に応じて、子どもが自分自身を大切にすることや他者を思いやる心を育てていけるような人権教育を日々の生活のなかで行っています。その際、子どもに関する施設の職員や地域で子どもに接する人々の果たす役割は大きいことから、そのような人が、様々な人権問題について理解し、認識を深め、人権意識を自らのものとする研修等を充実する必要があります。また、子どもの人権を侵害する体罰なども社会問題となっており、子どもの人権を尊重することを最優先にして子どもに接することが求められています。

○子どもに関する問題としては、有害な情報や物品がインターネットや携帯電話等で簡単に手に入る環境となり、児童買春や児童ポルノ、覚せい剤をはじめとした薬物乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪が発生しています。また、県内の非行少年の数は減少傾向にありますが、刑法犯や

不良行為等で補導される子どもは後を絶たず、子どもに関わる学校や家庭での暴力行為も依然として問題になっています。子どもが犯罪や非行、暴力などに関わることなく成長し、心身ともに健全な自立した大人になるために、大人への円滑な成長を支援する教育を行うとともに、青少年を健全な環境で育てるための家庭、学校、地域が一体となった取組を充実する必要があります。

○インターネットや携帯電話の普及で、悪質な書き込みなどの人権侵害や個人間のトラブルなどが発生しています。情報化社会で正しく行動するための考え方や態度を養う情報モラル教育や情報を使いこなす力をつけるための教育が必要です。

○全国的に保護者による児童虐待が増加するなか、長崎市の児童虐待相談件数も増加しており、特に延対応件数はここ 10 年で 2 倍に増加し、家庭状況の改善に至るまでに多くの対応を要する複雑困難なケースが増加しています。虐待の防止と早期発見、早期対応が求められており、そのために、市民への啓発と関係機関との連携等相談・支援体制の充実を図る必要があります。

○小中学校を中心とするいじめは、長崎市では減少傾向ですが、不登校は平成 25 年度から増加傾向にあります。特にいじめの問題に関しては、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて児童生徒一人ひとりに徹底することを基本姿勢とした対応を行っています。いじめや不登校をなくすために、あらゆる場所で子どもの人権意識を高めるための教育を行うとともに、各種相談員を配置して子どもが相談しやすい環境を整備し、不登校や支援を要する児童生徒への相談体制を充実する必要があります。

【施策の方向】

子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮し、子どもが健やかに生まれ育つ環境を整備する施策や、子どもの人権を守る取組を推進します。

① 子どもの成長を育む環境の充実と教育の推進

子育て支援や学校等での保育、教育の実施により子どもの成長を育む環境を充実するとともに、様々な機会を利用して保護者や地域に対して、子育てや子どもの人権について教育・啓発を行います。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
45		親育ち学びあい事業の実施	児童を持つ保護者	子育て支援課
46		児童虐待防止研修会の実施	市民 関係機関	子育て支援課
47		保育所等における育児講座、世代間交流等事業の実施	就学前児童、保護者、 地域住民	幼児課

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
16		人権の視点を含んだPTA役員研修会・子育て研修会の開催【再掲】	保護者	生涯学習課
17		自主家庭教育学級の開催【再掲】	市民	生涯学習課

② 心身ともに健やかな子どもの育成

子どもの人権意識を高める取組を進めるとともに、子どもが犯罪や非行、暴力などに関わることなく心身ともに健全な自立した大人に成長するための教育や、環境を整える取組を行います。また、子育て支援や教育、保育に携わる職員に対する研修を充実します。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
48		保育所職員への研修	市立保育所職員	幼児課
7		小・中学校での人権教育研修会の実施【再掲】	市立小中学校教職員	学校教育課
49		少年補導委員による補導活動の実施	子ども	少年センター
50		白ポストによる有害図書類の回収	市民	少年センター
51		社会環境実態調査の実施(コンビニ、カラオケボックス、レンタル店等)	事業者	少年センター
52		薬物乱用防止教室の実施	市立小・中・高等学校 児童生徒	健康教育課

③ 様々な問題への相談体制の充実

児童虐待やいじめをはじめとする子どもの人権に関する様々な問題の発生防止と早期発見、早期対応を図るために、子どもに関わる様々な機関に対する研修などの啓発活動を行うとともに、関係機関と連携して支援を必要としている家庭に対する相談・支援体制の充実を図ります。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
46		児童虐待防止研修会の実施【再掲】	市民 関係機関	子育て支援課
53		子どもや子育てに関する全般の問題について相談に応じるこども総合相談の実施	市民	子育て支援課

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
54	8 (P.39)	要保護児童がいる家庭への各関係機関と連携した支援	要保護児童等	子育て支援課
55		親子支援ネットワーク地域協議会による要保護児童の支援ための関係機関の連携	関係機関	子育て支援課
10		各種相談員の配置【再掲】	市立小・中学校	学校教育課
11		スクールカウンセラー派遣【再掲】	市立小・中学校	学校教育課
12		スクールソーシャルワーカー派遣【再掲】	市立小・中学校	教育研究所
13	9 (P.39)	いじめ、不登校、障害のある児童・生徒の相談対応【再掲】	児童、生徒、保護者	教育研究所

主要課題（2）子どもに関する取組 において事業の進行を管理する指標

指標 No.	取組内容	対象	指標		直近値 (H26年度)	目標値 (H32年度)	所管課
8 (P.39)	要保護児童がいる家庭への各関係機関と連携した支援	要保護児童等	児童虐待相談で改善した割合	↑	76.6% (22～26年度の改善率)	85.0%	子育て支援課
9 (P.39)	いじめ、不登校、障害のある児童・生徒の相談対応	児童 生徒 保護者	対応件数	↑	6,518件	8,000件	教育研究所

※「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標

主要課題（３） 高齢者に関する取組

【これまでの取組】

世界的な高齢化の進行に伴い、国連は、1982（昭和 57）年に高齢者対策の指針となる「高齢化に関する国際行動計画」を採択し、1991（平成 3）年には「自立・参加・ケア・自己実現・尊厳」を高齢者の人権を保障するための 5 原則とした「高齢者のための国連原則」を採択するなどとして各国に高齢者に対する取組を求めてきました。

日本は、世界に例を見ない速さで本格的な高齢社会が到来しており、すでに人口の 5 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となっています。そのようななかで、国や社会全体で高齢社会対策を総合的に推進するために、「高齢社会対策基本法（1995 年）」や「高齢社会対策大綱（1996 年）」などを策定し、2000（平成 12）年には、高齢者介護を社会全体で支えることなどを目的に介護保険制度を導入しました。また、高齢者の人権を保障するために、認知症高齢者等の権利と財産を守る「成年後見制度の創設（2000 年）」、地域包括支援センターによる相談や権利擁護に向けた体制を整備する「介護保険法の改正（2005 年）」、高齢者虐待防止への取組を強化する「高齢者の虐待防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）（2006 年）」の施行などが行われました。

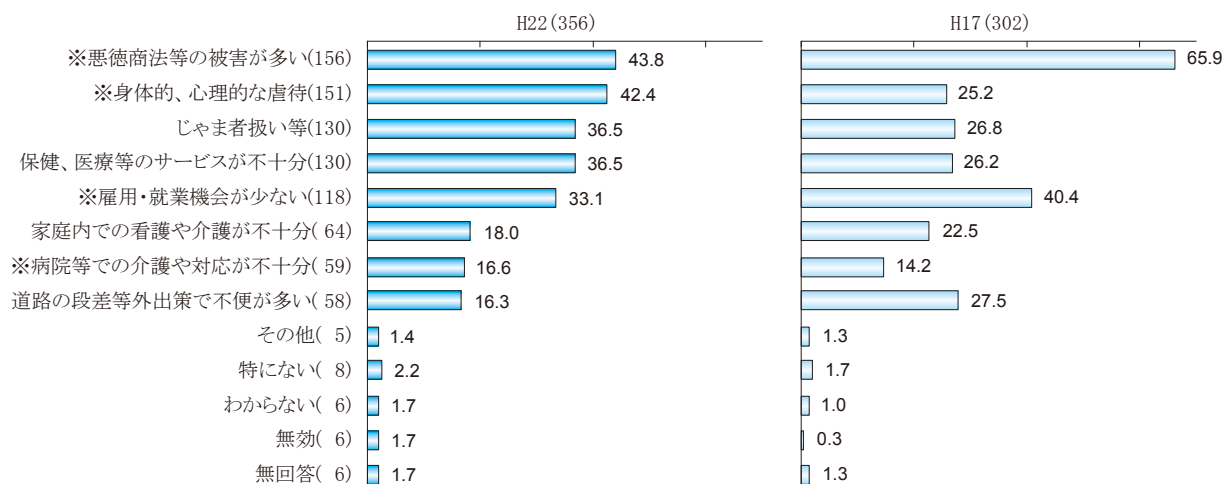
長崎市は、全国平均を上回る形で高齢化が進行しており、今後もこの傾向が続くと予想しています。このため、1991（平成 3）年に総合的に各種施策を推進するための指針として「長崎市長寿社会対策指針」を、1993（平成 5）年には「長崎市老人保健福祉計画」を策定し、いつでも、どこでも、だれでも必要な保健福祉サービスを利用できるようサービスの供給体制を整備しました。1999（平成 11）年には、介護保険対象サービスと介護保険対象外サービスの双方を含めた高齢者に対する保健福祉施策全般の方向性を定めるため「長崎市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。この計画は、2009（平成 21）年に「長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」と名称を変え、2017（平成 29）年度までを第 6 期計画期間として施策を推進しています。

また、2000（平成 12）年度から、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対して、福祉サービスの利用援助等を行う地域福祉権利擁護事業（現在の日常生活自立支援事業）が長崎市社会福祉協議会で実施され、長崎市は、2001（平成 13）年度から、成年後見制度利用の支援事業を開始し、判断能力の不十分な認知症高齢者等の権利と財産を守る取組を行っています。さらに、高齢者虐待防止法の施行を受け、専用電話による相談を 24 時間体制で受け付けるとともに、虐待防止マニュアルなどによる啓発や認知症高齢者に対する理解を深めるための啓発などを行い、高齢者の権利擁護に努めています。

表 3 長崎市の高齢化率

	平成 17 年度	平成 20 年度	平成 23 年度	平成 26 年度
長崎市の高齢化率（65 歳以上の人口に占める割合）	22. 6%	24. 4%	25. 5%	28. 3%

図5 高齢者に関する人権上の問題点（平成22年人権に関する県民意識調査）



【現状と課題】

○平成26年度末の長崎市の高齢化率は28.3%で全国平均より高く、65歳以上の高齢者のいる世帯のうち、約半数が高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯です。また、高齢者のうち、特に75歳以上の後期高齢者の伸びが大きくなり、今後、寝たきりや認知症高齢者の増加と相まって、家庭で支えきれない要介護（援助）高齢者が増加していくことが予測されています。この高齢社会の問題をすべての市民が自己の問題として認識し、対応することが必要です。

○高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるように、医療や介護、福祉サービスを受けられる仕組みを充実するとともに、元気な高齢者を増やしていくための高齢者ふれあいサロンや介護予防教室の実施、地域で高齢者を支える体制づくりなどを行っています。また、豊かな知識と経験をもとに社会に参加し地域に貢献できる高齢者が増えているため、ボランティア活動や老人クラブなどの地域での生きがいづくりを支援しています。ほかにも、介護予防ボランティアの育成や生活・介護支援サポーターの養成など、心身の健康保持と社会貢献の両方に資する取組やシルバー人材センターなどと連携して高齢者の就労を支援しています。今後もこれらの取組を充実していく必要があります。

○認知症高齢者は増加することが予想され、認知症高齢者やその家族が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら生活できるように、地域全体で支援するネットワークを構築していくとともに、認知症に対する正しい理解者を増やすための啓発活動が重要となります。そのため、認知症サポーターの養成講座や市民後見人候補者の養成講座などを開催し、市民意識の向上を図るとともに、地域包括支援センターに、認知症高齢者やその家族への支援を行うコーディネーターの役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、各関係機関との連携を図り、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の相互連携を強化した体制の構築に取り組めます。

○認知症高齢者が増加し、十分な判断ができず、財産侵害や適切な介護サービスを受けることができない高齢者も増加すると予想されます。高齢者が尊厳を持って自分らしく生活できるよう、高齢者の権利擁護のための支援として、日常的な金銭の支払いや福祉サービスの利用手続き等の支援

を行ったり、判断能力が不十分な方のための成年後見制度の利用の促進を図るとともに、広報・普及にも取り組んでいます。

【施策の方向】

「長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が自立した、尊厳のある生活をするための施策や、高齢者の人権を守る取組を推進します。

① 高齢者が安心して自立した生活を送れる環境の整備

高齢者が、自己決定権を持って、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者の健康促進や地域での支援体制の充実を図るとともに、生きがいづくりや就労支援などの高齢者自身の自立を促進する取組を行います。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
56		地域包括支援センターの運営	概ね 65 歳以上の市民	高齢者すこやか支援課
57		高齢者ふれあいサロンの開設	概ね 65 歳以上の市民	高齢者すこやか支援課
58		高齢者向け健康講座の開催	概ね 65 歳以上の市民	高齢者すこやか支援課
59		高齢者ふれあいサロンサポーターの養成	市民	高齢者すこやか支援課
60		高齢者講座の実施	市民	生涯学習課
61		60 歳以上の高齢者の老人クラブへの加入促進	60 歳以上の市民	高齢者すこやか支援課

② 高齢者への理解を深める教育・啓発の推進

高齢者が尊厳のある生活を送れるよう、高齢者への理解を深める教育や啓発を推進し、認知症高齢者を地域で見守る取組などを行います。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
62	10 (P.43)	認知症サポーターの養成講座の実施	市職員、市民、企業、学校	高齢者すこやか支課

③ 高齢者の権利擁護の推進

高齢者への身体的、心理的、経済的虐待に関しては、発生の防止と早期発見、早期対応のため、成年後見制度の利用の促進や、市民への啓発や相談・支援体制の充実を図り、高齢者の権利擁護を推進します。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
63		高齢者虐待防止研修会・成年後見制度研修会の開催	市民	高齢者すこやか支課
64		包括支援センター等における高齢者虐待の相談及び市への通報	市民	高齢者すこやか支課
65	11 (P.43)	包括支援センター等における成年後見制度利用相談への対応	市民	高齢者すこやか支課

主要課題（3）高齢者に関する取組

における事業の進行を管理する指標

指標 No.	取組内容	対象	指標		直近値 (H26年度)	目標値 (H32年度)	所管課
10 (P.42)	認知症サポーターの養成講座の実施	市職員 市民 企業 学校	養成者数	⬆	3,292人 (23～25年 度平均) 26,239人 (累計)	3,500人 (年度) 47,500人 (累計)	高齢者すこ やか支援課
11 (P.43)	包括支援センター等における成年後見制度利用相談への対応	市民	相談件数	⬆	787件 (24～26年 度平均)	865件	高齢者すこ やか支援課

※「⬆」は目標値を上回ることが望ましい指標、「⬆」は目標値を下回ることが望ましい指標

主要課題（４） 障害者に関する取組

【これまでの取組】

障害者に対する世界的な取組としては、1975（昭和 50）年に、国連が「障害者の権利宣言」を採択し、障害者の「完全参加と平等」の実現をめざして 1981（昭和 56）年を「国際障害者年」としました。翌年には「障害者に関する世界行動計画」を採択するとともに、「国連障害者の 10 年（1983～1992 年）」により、各国に行動計画の実施を求めました。

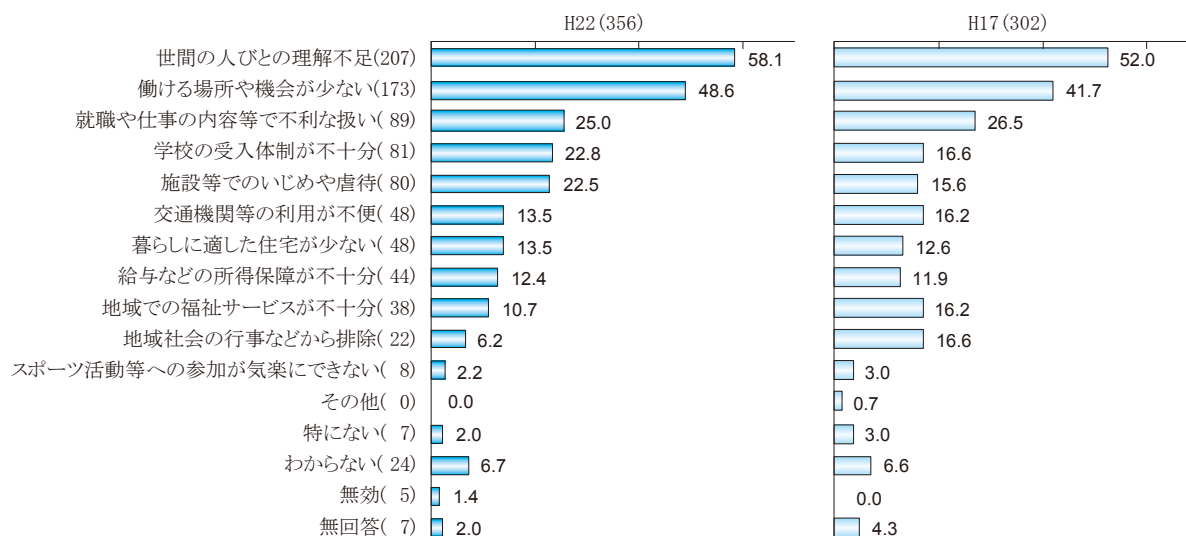
日本では、1970（昭和 45）年に「障害者基本法」が制定され、障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）は、その尊厳にふさわしい処遇を保障され、社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものと規定されました。その後、障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すノーマライゼーションやリハビリテーションの理念に基づき、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画などが策定され、2002（平成 14）年には、「障害者基本計画」や重点施策 5 年計画である「新障害者プラン」が定められました。2004（平成 16）年には「障害者基本法」が一部改正され、障害を理由とした差別の禁止や障害のある人の自立、社会参加の促進による福祉の増進が国や地方公共団体の責務であると規定されてました。また、2005（平成 17）年には発達障害者への支援体制を整えるため「発達障害者支援法」が制定、2006（平成 18）年には、身体・知的・精神の三障害共通の仕組みのもとで障害者の地域生活を支援することを目的とした「障害者自立支援法」が施行され、「市町村障害福祉計画」の策定が義務付けられました。さらに、同年、国連が「障害者の権利に関する条約」を採択したことを受けて、条約の締結に必要な国内の制度改革を行うため、2009（平成 21）年に、「障がい者制度改革推進本部」が内閣に設置され、2011（平成 23）年に「障害者基本法」が一部改正されました。2012（平成 24）年 10 月には、障害者の尊厳を守るために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が施行、2013（平成 25）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布され、一部を除き 2016（平成 28）年 4 月 1 日に施行されます。

長崎市もノーマライゼーション社会実現のための取組を進めるなかで、国や県の動きを受け、1998（平成 10 年）に、障害者施策の具体的な取組や数値目標を示した「長崎市障害者プラン」を、2003（平成 15）年に、「長崎市障害者基本計画―長崎市障害者プラン―」を策定し、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の実現をめざしました。また、「障害者自立支援法」に基づく障害福祉サービス等の確保に関する実施計画として、2006（平成 18）年度からの「長崎市障害福祉計画」を策定し、以後 3 回の改訂を経て、平成 27 年度から第 4 期計画となっています。障害者基本計画は、現在、平成 26 年度から 30 年度までの第 3 期計画となっており、この計画では、国の動向や障害者のニーズを踏まえ、「生活支援」や「保健・医療」、「雇用・就業、経済的自立の支援」、また、「差別の解消及び権利擁護の推進」など 9 つの基本方針と施策の方向性を掲げ、共生社会を実現するための様々な取組を進めています。

表 4 障害者への理解が深まったと感じる障害者の割合（障害福祉課アンケート調査）

	平成 20 年度	平成 23 年度	平成 26 年度
身体障害者への理解が深まったと感じる障害者の割合	31.7%	31.4%	30.0%
知的障害者への理解が深まったと感じる障害者の割合	24.9%	21.3%	19.8%
精神障害者への理解が深まったと感じる障害者の割合	21.9%	26.7%	24.7%

図 6 障害者に関する人権上の問題点（平成 22 年人権に関する県民意識調査）



【現状と課題】

○平成 22 年人権に関する県民意識調査によると、障害者の人権に関して特に問題があるもののうち最も多かったのが、障害者への理解不足（58.1％）で、また、平成 23 年度に障害者に対して行ったアンケート調査でも、障害者への理解が深まったと感じる割合は低い状況でした。障害や障害者に対する理解と認識を深めるため、各種福祉行事や団体活動の支援などを通して啓発活動を展開していますが、障害者の問題をすべての人の問題と考え、正しい理解に基づいた行動がとれるように、あらゆる機会をとらえて情報を発信するとともに、障害者に対する理解促進のための教育や啓発を進める必要があります。

○障害手帳の所持者は年々増え、特に精神障害者の手帳所持者が大幅に増加しています。障害者が地域で暮らし続けるには、住まいの場の確保や医療、福祉など幅広い連携と継続的な支援が求められており、身近な地域でいつでも相談が受けられるよう相談支援体制の充実を図る必要があります。また、障害者の意欲とニーズに応じた障害福祉サービス及び地域生活支援事業の充実・強化を図り、障害者を支援する環境づくりを進める必要があります。

○障害者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、困ったことや悩みを気軽に相談できる相談支援事業所が重要な役目を担っています。障害者又はその家族などからの相談件数は年々増加傾向にあり、事業所を増設するなど相談支援体制の更なる充実強化を図るとともに、関係

諸機関との連携を強化し、自立支援協議会の活性化に取り組むなど地域で障害者の課題を解決する仕組みを構築する必要があります。

○平成23年度に実施した障害福祉に関するアンケート調査では、就労支援、医療費の助成、年金や手当の充実を求める意見が多数寄せられています。障害者の地域社会での自立を更に推進するため、一般就労を促すための支援を充実する必要があります。また、障害の有無にかかわらず、すべての人が平等、円滑に情報を入手し、共有することができるよう環境整備に努めるとともに、視覚障害者、聴覚障害者などの意思疎通を図ることに配慮が必要な方への情報提供、コミュニケーション手段の確保について、障害の特性に配慮した支援が求められます。

○判断能力が不十分な知的障害者、精神障害者を保護し、地域生活を支える観点から成年後見制度の利用が有用な場合は、必要な経費の一部を助成するなどの支援制度を設けていますが、今後も制度の周知を図り、知的障害者・精神障害者の権利擁護を推進する必要があります。また、障害者虐待防止法の施行に伴い、障害者虐待の未然防止や早期発見、その後の適切な支援等を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図るとともに、障害者虐待防止センターの運営等により相談体制を強化する必要があります。

【施策の方向】

「長崎市第3期障害者基本計画」及び「長崎市第4期障害福祉計画」に基づき、障害者の自立と社会参加の促進を図る施策や、障害者の人権を守る取組を推進します。

① 障害者への理解を深める教育・啓発の推進

障害や障害者に対する理解と認識を深めるため、各種福祉行事や団体活動の支援などを通して啓発活動を行うとともに、障害や障害者に関する情報を発信します。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
66		授産製品の販売、情報発信	市民	障害福祉課
67		発達障害への理解を深めるための講演会の開催	市民	障害福祉課
68		障害福祉センターにおける障害者への理解を深めるための催しの実施	市民	障害福祉課

② 障害者が安心して自立した生活を送れる環境の整備

障害者が、地域で安心して生活できるよう、相談支援体制を強化するとともに、地域での交流や就労支援などによる社会参加の機会の提供など、障害者の自立を促進するための取組を行います。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
69	12 (P.48)	障害者相談支援体制の充実・強化	障害者	障害福祉課
70	13 (P.48)	関係機関と連携した就労相談から就職、職場定着支援	障害者	障害福祉課
71		障害福祉センターにおける巡回相談での障害の早期発見、早期支援	障害児	障害福祉課
72		障害福祉センター診療所(小児科)における診療の提供	障害児	障害福祉課
73	14 (P.48)	授産製品の販売を通じた障害者に対する理解の促進と障害者の工賃向上	障害者、市民	障害福祉課
74		グループホームの充実	障害者	障害福祉課
75		病院や施設から地域生活への移行促進	障害者	障害福祉課
76		精神保健福祉ボランティア研修講座の実施	市民	地域保健課
77		精神保健福祉ボランティア団体活動の支援	精神保健福祉ボランティア	地域保健課

③ 障害者の権利擁護の推進

成年後見制度の普及促進や障害者虐待の防止と養護者に対する支援に努め、障害者の権利擁護を推進します。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
69	12 (P.48)	障害者相談支援体制の充実・強化【再掲】	障害者	障害福祉課
78		障害者虐待の相談及び市への通報	市民	障害福祉課

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
79		成年後見制度の周知	市民	障害福祉課

主要課題（４）障害者に関する取組 における事業の進行を管理する指標

指標 No.	取組内容	対象	指標		直近値 (H26年度)	目標値 (H32年度)	所管課
12 (P.47)	障害者相談支援体制の充実・強化	障害者	利用者数	⬆	22,889人	28,600人	障害福祉課
13 (P.47)	関係機関と連携した就労相談から就職、職場定着支援	障害者	民間企業に雇用されている障害者数	⬆	1,059人	1,299人	障害福祉課
14 (P.47)	授産製品の販売を通じた障害者に対する理解の促進と障害者の工賃向上	障害者 市民	障害者就労施設等の平均工賃(月額)	⬆	18,684円	22,400円	障害福祉課

※「⬆」は目標値を上回ることが望ましい指標、「⬇」は目標値を下回ることが望ましい指標

主要課題（5） 同和問題に関する取組

【これまでの取組】

同和問題は、日本固有の人権問題で、憲法 11 条で保障されている基本的人権が侵害され、市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題です。2001（平成 13）年、国連で、日本の部落差別やインドのカースト制度に基づく差別などの「門地に基づく差別」が、解決されねばならない課題として問題提起されました。

1965（昭和 40）年の同和对策審議会答申において、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する課題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との認識が示され、1969（昭和 44）年に制定された「同和对策事業特別措置法」により、生活環境の改善や公共施設の整備など物的な基盤整備が進み、実態的な差別解消については、大きな成果をあげることができました。また、1996（平成 8）年には、地域改善対策協議会の意見具申で、今後の重点施策の方向として、差別意識の解消に向けた教育と啓発の重要性が指摘されました。2002（平成 14）年 3 月をもって、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は失効しましたが、「人権教育のための国連 10 年」の取組や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえ、人権教育・啓発を総合的に推進するため、2000（平成 12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、2002（平成 14）年には「人権教育啓発基本計画」が策定されました。

長崎市は、1974（昭和 49）年に「長崎市同和問題協議会」を、1978（昭和 53）年に同和对策室を設置し、生活環境の整備事業等に着手するとともに、講演会の開催や広報紙などによる市民の啓発に取り組みました。また、同年、「長崎県同和对策基本方針」が策定されたのを受けて、1979（昭和 54）年に「長崎市立学校における同和教育の推進に関する基本的な考え方」をまとめ、あらゆる学校教育活動に人権尊重の精神が生かされるよう各学校に示すとともに、社会教育においても啓発活動の充実を図ってきました。同和问题解決のための同和教育・啓発活動において積み上げられてきた成果や手法を、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発に活用し、発展させていく必要があるなかで、2001（平成 13）年に、「人権教育のための国連 10 年」長崎市行動計画を、2004（平成 16）年に、「長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。そして、全庁的な推進体制である「人権教育及び啓発推進本部」のもと、同和問題を重要な人権課題の一つと位置づけて人権教育・啓発に取り組んでいます。

図 7 同和問題の認知率（平成 22 年人権に関する県民意識調査）

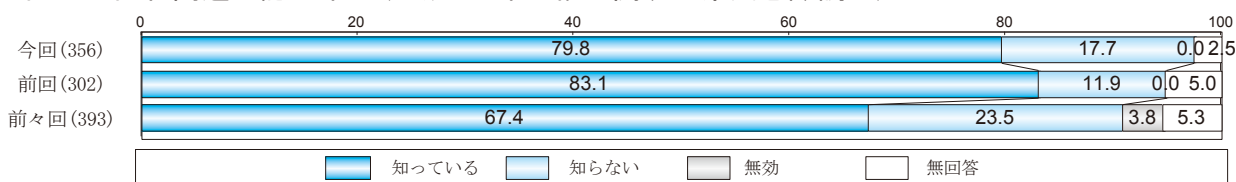


図 8 差別意識の有無（平成 22 年人権に関する県民意識調査）

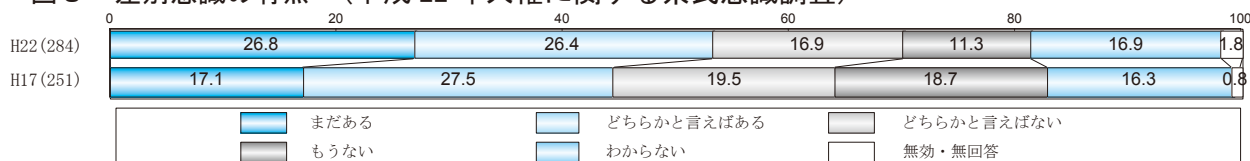
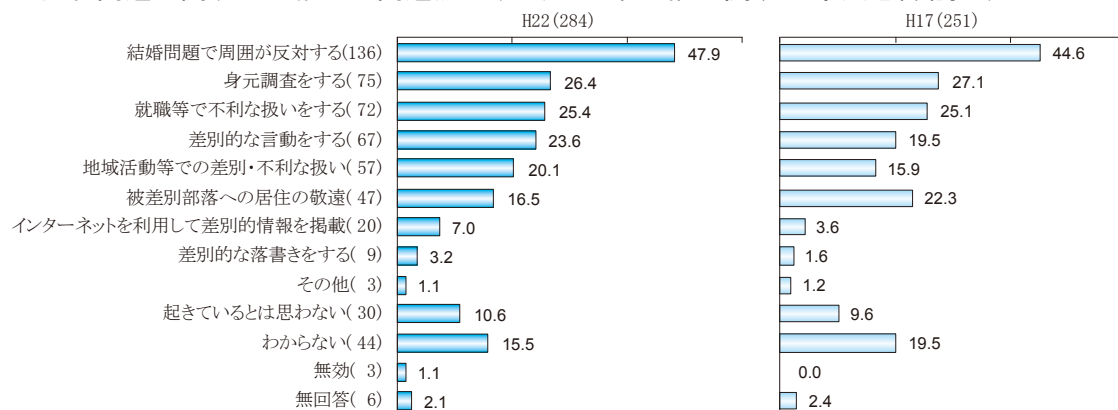


図9 同和問題に関する人権上の問題点（平成22年人権に関する県民意識調査）



【現状と課題】

○同和地区の物的な基盤整備はおおむね完了しましたが、結婚や就職の差別、同和地区を居住地とすることを敬遠するなどの差別事象は依然として存在し、同和問題に対する市民の理解も十分ではありません。差別意識の解消に向けた教育や啓発活動を引き続き積極的に推進し、その手法については、具体的で親しみやすい課題を取り上げるなど、市民にわかりやすく、同和問題を自分たち自身の問題としてとらえられるような工夫をすることが求められています。

○同和問題について、教育や啓発をしないことが解決につながるという考え方が根強く存在しますが、よく知らないことで誤解や偏見が生じ、差別につながることもあるため、正しい知識を持つ必要があります。市民が同和問題をより身近な問題として認識を深めていくためには、「啓発」が重要で、市民、市民団体、企業などの自主的な取組に対して助言や支援を行い、正しい部落の歴史認識に基づき共感を得られるような工夫をする必要があります。

○全国的に、同和問題への無理解につけこみ、企業や行政機関などへ不当な圧力をかけて何らかの利権を得る「えせ同和行為」やインターネット上に差別的書き込みがされるなどの差別事象も発生しています。これらの被害を防止するために、同和問題についての正しい知識の普及に努めるとともに、長崎地方法務局などの関係機関と連携して取り組む必要があります。

【施策の方向】

同和問題への理解を深め、差別意識を解消する教育・啓発を関係機関等と連携して推進します。

① 同和問題への理解を深める教育・啓発の推進

市民にわかりやすく、正しい認識に基づき共感を得られるような教育・啓発を行います。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
80		人権に関する県民意識調査(長崎市民回答分)の分析	市民	人権男女共同参画室
26		広報紙への人権問題特集号の折り込みによる啓発【再掲】	市民	人権男女共同参画室

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
27		人権啓発資料の作成・配布による啓発【再掲】	市民	人権男女共同参画室
81		人権教育講座「長崎人権学」の開催	市民	生涯学習課
82		住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の導入に併せた同和問題の啓発	市民	人権男女共同参画室

② 差別意識の解消に向けた関係機関や団体との連携

県や法務局などの関係機関や団体と連携して同和問題の正しい知識の普及に努めます。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
83		関係団体への活動支援	関係団体	人権男女共同参画室

主要課題（6） 外国人に関する取組

【これまでの取組】

国際的には、1965（昭和40）年、国連で「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」が採択され、日本も1995（平成7）年に批准して、民族や国籍の違いを理由にした差別を許さない姿勢を示しました。

近年の国際化の進展により、日本で生活する外国人は増えつづけ、法務省の平成23年度版「人権教育啓発白書」によると、言語、宗教、習慣等の違いから生活上の様々な困難が生じ、就労差別や入居・入店拒否などの人権に関する問題も発生しています。これまで国内では、国際交流と国際協力を柱とする地域の国際化や外国人の活動しやすいまちづくりが進められてきましたが、国は、2006（平成18）年に、「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような、多文化共生の地域づくりを推進しています。

長崎市では、1571（元亀2）年のポルトガル船入港以来、数十年間ポルトガルや中国などの人々が市中に住まい、鎖国時代には外国の文化や情報が出島を通じてもたらされ、また、開国後も諸外国との交流が活発に行われるなど、外国人と友好的に共生することで異文化間の交流が深まり、独自の国際性が培われてきました。これまでの長い国際交流の歴史の中で外国人を受容してきた長崎市民の特性は、外国人の人権を尊重するうえで重要な役割を果たしています。長崎市は、中国をはじめとするアジア諸国と近接した位置にあることなどから、今後も外国人住民に加えて外国からの観光客も増加することが考えられ、外国人とともに暮らすまちづくりの重要性が増しています。

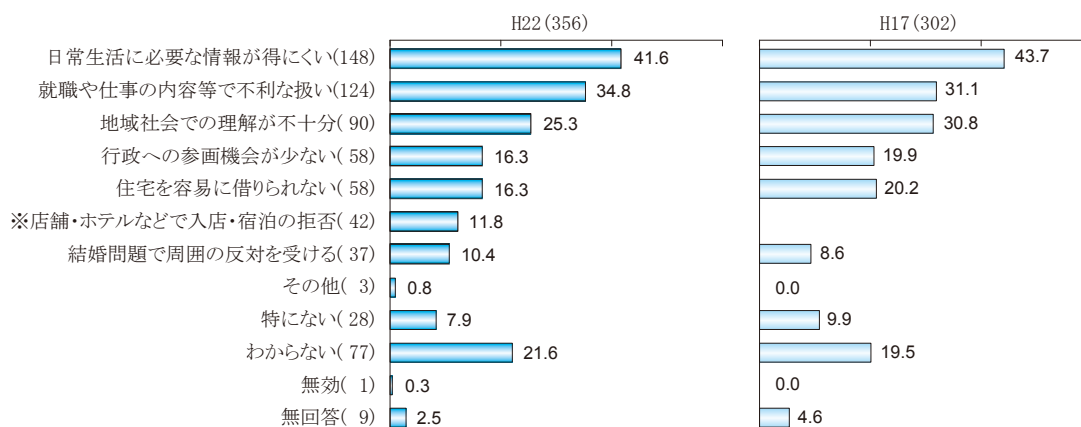
このようななかで、1997（平成9）年に、国際交流と国際協力の具体的な推進策を示す「長崎市国際化推進計画」を策定し、外国人住民が暮らしやすくなるよう、生活便利ブック外国語版の発行など多言語による情報の提供や、外国人向け法務相談や長崎市国際ボランティアによる初級日本語講座の実施など、外国人住民への支援を行っているところです。また、1998（平成10）年度からは、CIR（国際交流員）を任用し、市民を対象とした国際理解講座を開催し、出身国に関する紹介等を行うことにより、異文化に対する理解を促進しています。

さらに、長崎独自の国際性を継承しながら、次代にふさわしい国際感覚を身に付けた人材を育成する必要があるため、小中学校へのALT（外国語指導助手）の配置や小学校におけるハローイングリッシュ事業の実施などにより、市内在住の外国人と交流しながら外国の言語や文化を学ぶ機会をすべての小中学校に設けています。平成24年度には、国際感覚豊かな子どもの育成を計画的に進めるために、「長崎市国際理解教育推進プラン」を策定し、ALT（外国語指導助手）、CIR（国際交流員）、留学生をはじめとした様々な国籍の外国人との交流や国際交流イベントの実施、中国などアジア諸国の修学旅行団との積極的な交流を行っています。

表 5 長崎市についての意識調査（長崎市主催 留学生モニターツアーアンケート）

	平成 20 年度	平成 23 年度	平成 26 年度
長崎は住みやすいと回答した割合	61.1%	61.1%	83.3%

図 10 外国人に関する人権上の問題点（平成 22 年人権に関する県民意識調査）



【現状と課題】

○日本で生活する外国人が急激に増える一方で、言葉が通じないことにより意思の疎通が図れず、日常生活に必要な情報が得にくいなどの問題があります。多言語による情報の提供や日本語の学習支援などを行い、外国人にも住みやすいまちづくりを進めるとともに、外国人住民と市民が生活のなかで気軽に交流して互いを知る機会を増やし、互いを理解することが必要です。

○全国的には、言語、宗教、習慣等の違いに対する理解不足から外国人に対する偏見や差別意識が発生しています。平成 22 年人権に関する県民意識調査でも、人権上の問題として、「職場や仕事の内容で不利な扱い（34.8%）」が 2 位、「地域社会での理解が不十分（25.3%）」が 3 位となっています。市民が外国人の持つ文化や宗教、言語などの多様性を受け入れ、国際的感覚を持って、外国人の人権を尊重できるようになる教育や啓発、さらには、国際交流の機会を増やすことが必要です。また、児童・生徒が外国の言葉や文化を理解し、国際的感覚を身につけるために、幼少期からの国際交流を充実させることが求められています。

○近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチを伴うデモや街頭宣伝活動が各地で行われ、大きな社会問題化しています。国連では是正勧告が出されるなど、関心事になっています。

【施策の方向】

「長崎市国際化推進計画」に基づき、外国人とともに暮らす環境を整える施策や、外国人の人権を守る取組を推進します。

① 外国人とともに暮らす環境づくり

外国人が住みやすい環境を整えるために、外国語での情報提供や日本語の学習支援などを行います。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
84		長崎市国際ボランティアによる外国人住民支援(日本語講座等)の実施	外国人住民	国際課
85		4 か国語(日本語、英語、中国語、韓国語)による生活便利ブックの配布	外国人住民	国際課

② 外国人への理解を深める教育・啓発・国際交流の充実

外国人への理解を深めるために、市民への教育・啓発や国際交流を充実します。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
86	15 (P.54)	国際理解講座の実施	市民	国際課
87		小・中学校における国際交流の実施	小学校、中学校	学校教育課
88		国際交流イベント「ながさき異文化ちゃんぽんフェスタ」の実施	市民(外国人含む)	国際課

主要課題(6) 外国人に関する取組 における事業の進行を管理する指標

指標 No.	取組内容	対象	指標		直近値	目標値	所管課
					(H26年度)	(H32年度)	
15 (p.54)	国際理解講座の実施	市民	参加者数	↑	2,030人	2,200人	国際課

※「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標

主要課題（7） 感染症患者等に関する取組

【これまでの取組】

医学医療の発達により、個々の感染症に対する解明が進んだ現在でも、私たちの不正確な医学的知識や思い込みによる過度の危機意識から、感染症患者や元患者、家族に対する偏見や差別意識が生まれ、様々な人権問題が生じることがあります。

エイズ（後天性免疫不全症候群）はHIVウイルスが原因の感染症で、正しい知識を持っていればHIVに感染する可能性はほとんどなく、感染しても早期治療でエイズの発症を遅らせることができ、仮に発症しても症状を緩和できるようになってきました。

また、結核については患者発生時、患者への入院勧告等の措置に関する事項について審議し意見を述べる機関である感染症診査協議会の保健所への設置が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において定められており、長崎市においては、結核の医療に関する技術的諮問機関及び患者の人権尊重を確保する機関として感染症指定医療機関の医師及び弁護士等の委員により組織された長崎市感染症診査協議会において審議を行っています。

ハンセン病は、らい菌という細菌が原因の感染症ですが、感染力が弱く、感染しても発症することはまれで、治療法が確立している現在では、早期発見と適切な治療で、後遺症を残さず治すことができます。しかし、明治から昭和にかけて、患者を強制的に療養所に収容する「強制隔離政策」がとられ、それは、治療法が確立した後も続きました。1996（平成8）年に「らい予防法の廃止に関する法律」が、2001（平成13）年には「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が定められ、患者の隔離政策によりやく終止符が打たれ、ハンセン病元患者が受けた被害の回復に向けた各種施策が実施されました。また、差別や偏見の更なる解消をめざして、2009（平成21）年には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されましたが、今も、差別や偏見が解消されていません。

この他にも、病気に対する誤った知識と偏見などから差別される事案がおこっています。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の前文で、「わが国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群（エイズ）等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受けとめ、これを教訓として今後に活かすことが必要である」とし、教育活動、広報活動を通じた感染症に関する正しい知識の普及などを図るとともに、感染症の患者等の人権の保護に配慮することなどを国や地方公共団体の責務と位置づけ、国民自らが正しい知識を持ち、感染症患者等の人権が損なわれないようにしなければならないと定めています。

長崎市においても、学校教育等において、感染症に対する正しい知識を身に付け偏見を除く教育活動を行い、また、市民に対して感染予防の知識の普及・啓発活動に積極的に取り組み、さらに、HIV即日検査などを実施し、保健所窓口での相談・検査を推進しています。

図 1 1 HIV感染者等に関する人権上の問題点 (平成 22 年人権に関する県民意識調査)

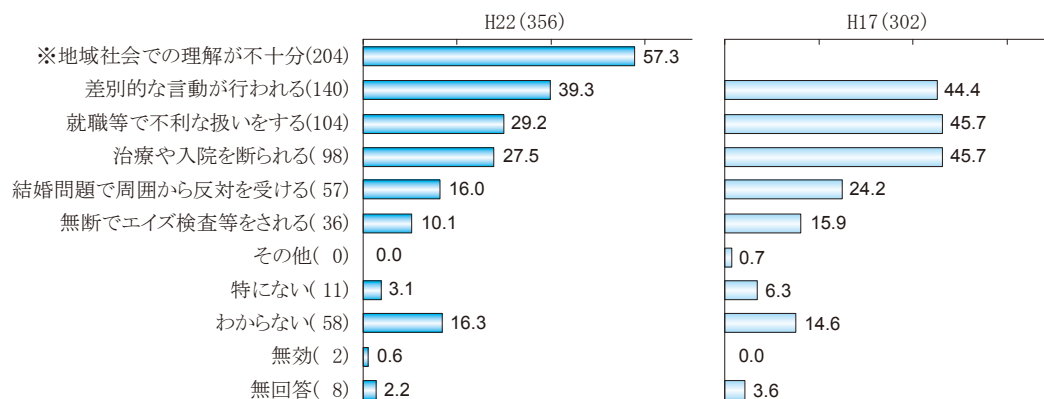
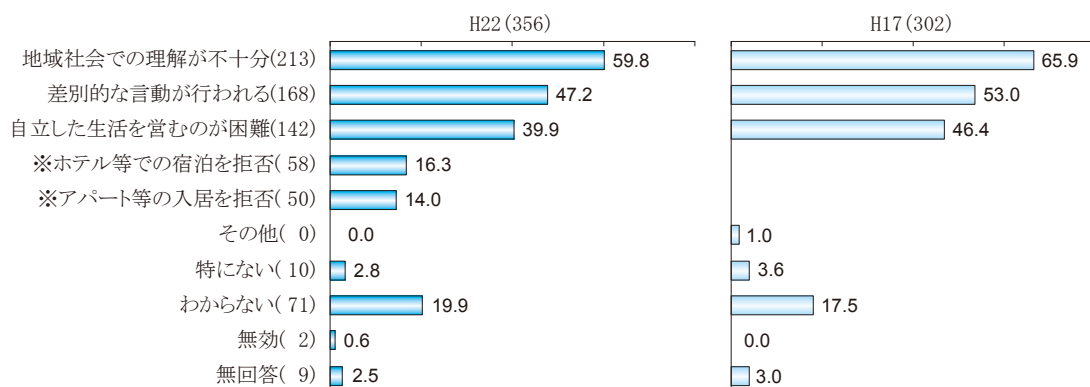


図 1 2 ハンセン病患者等に関する人権上の問題点 (平成 22 年人権に関する県民意識調査)



【現状と課題】

○感染症患者の疾病に対する医学的な対応はもとより、感染症に対する正しい知識を育て、差別や偏見をなくす教育や啓発活動を推進する必要があります。長崎市では、学校教育の場においてそのような教育が行われていますが、今後はさらに、患者などの関係者をはじめとした市民一人一人が、正しい知識を持つための広がりをもった啓発を行う必要があります。

○感染症の発生及びまん延を防ぐために感染症に対する正しい知識の普及・啓発活動に取り組むとともに、感染症患者や元患者、その家族などが不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせるように、専門的知識に基づく医療・福祉などの関係機関が連携した相談体制の充実に努める必要があります。

【施策の方向】

感染症に対する正しい知識を育てることで差別や偏見をなくすとともに、相談体制の充実により、感染症患者等の人権を守る取組を推進します。

① 感染症に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

感染症に対する正しい知識を普及し、偏見や差別意識をなくすための教育・啓発活動を推進します。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
89	16 (P.57)	感染症に対する正しい知識の普及啓発のための出前講座の実施	市民	地域保健課
90		関連イベントやエイズ検査予防普及週間・世界エイズデーキャンペーン時におけるエイズ予防啓発用ポスター、パンフレット掲示	市民、高校、大学	地域保健課
91		エイズ検査普及週間及び世界エイズデーキャンペーンにおける夜間即日検査や相談の実施	大学生、市民	地域保健課
92		性感染症予防のための学校対象出前講座及び研修会の実施	中学校、高校、大学	地域保健課

② 相談体制の充実と関係機関との連携

感染症患者などが差別されずに安心して暮らせるように関係機関と連携して相談体制の充実を図ります。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
93		電話等によるエイズ相談の実施	市民	地域保健課

主要課題（7）感染者患者等に関する取組 における事業の進行を管理する指標

指標 No.	取組内容	対象	指標		直近値 (H26年度)	目標値 (H32年度)	所管課
16 (P.56)	感染症に対する正しい知識の普及啓発のための出前講座の実施	市民	実施回数	↑	11回	13回	地域保健課

※「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標

主要課題（8）その他の分野に関する取組

【これまでの取組】

これまで説明してきた人権問題の他にも、社会問題として、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、アイヌの人々、性的な問題で少数派とされる人、ホームレスの人などに対する人権問題、さらには、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、人身取引、東日本大震災に起因する偏見や差別等の様々な人権問題があり、また、新たな人権問題も発生しています。

これは、不確かな情報による中傷やうわさ話、歴史・民族・伝統といったものに対する理解と認識の不足、一つの価値観しか受け入れず少数派や自分と違う者を排除しようとする意識や態度、根拠のないものを安易に受け入れ思い込む傾向、あるいは社会的モラルの欠如などが様々な形で私たちの社会に存在し、日常生活のなかで偏見と差別を生みだしているためだと考えられます。

刑を終えて出所した人やその家族、あるいはホームレスの人に対する偏見や差別は根強く、それが本人の意思に反して社会復帰を妨げる要因となっているため、刑を終えて出所した人への理解を深める取組を行うとともに、2008（平成 20）年には 2002（平成 14）年に成立した「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」が策定されました。

犯罪被害者やその家族は、事件による被害だけではなく中傷やうわさ話、プライバシーの侵害など二次的な被害も受けるため、様々な対策が取られています。2005（平成 17）年には「犯罪被害者等基本法」、2008（平成 20）年には「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」が整備され、犯罪被害者の権利や利益の保護が図られています。

アイヌの人々は、古くから北海道を中心に住み、独自の文化をもっていました。明治維新以降の「同化政策」等により民族としての誇りを奪われ、アイヌの人々に対する理解不足から就職や結婚における差別や偏見が生じています。2006（平成 18）年に、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定され、国は、2007（平成 19）年国連での「先住民族の権利に関する国連宣言」などを受け、アイヌ民族が「先住民族」であることを明確にしてアイヌの人々への理解と認識を深める政策を推進しています。

LGBT（L:レズビアン：女性同性愛者、G：ゲイ：男性同性愛者、B：バイセクシュアル：両性愛者、T:トランスジェンダー：心と体の性が一致しない人）やセクシュアル・マイノリティ（性的少数者）は、様々な偏見や差別を受けていますが、法律の上では性に対する多様なあり方が認められており、2004（平成 16）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行されるなどの改善がなされています。また、東京都渋谷区において、「男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」が平成 27 年 4 月 1 日に施行され、同性パートナーシップを結婚に相当する関係と認める証明書が発行されるようになるなど、関心が集まっています。

また、インターネットの普及に伴って世界中と瞬時に情報交換ができるようになり、私たちの生活は便利で効率的になりました。その半面、匿名で、自由に、不特定多数の人に情報発信できるというインターネットの特性により、他人の誹謗中傷やプライバシーに関わる情報、差別的表現による有害情報などが簡単に発信されるようになり、その結果、プライバシーの侵害、個人の名誉の侵害、トラブルに巻き込まれる事案の発生などといった人権に関わる重大な問題が起こっています。このようななか、2001（平成 13）年「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」、2002（平成 14）年には「プロバイダ責任制限法（通称）」を、2009（平成 21）年には「インターネット環境整備法（通称）」が施行されるなど、インターネットの適切な運用に向けた環境

整備が進められています。また、2008（平成 20）年には青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的に「青少年インターネット環境整備法（通称）」が施行されました。このような整備とともにインターネット利用者一人ひとりが、個人の責任や社会的モラルについての認識をしっかりと持ち、適切な人権感覚を身に付けることが重要です。そのため、学校をはじめとした様々な場所で情報モラル教育や情報活用能力を身につけるための教育が行われています。また、高度情報通信社会の進展で個人情報の利用が著しく拡大するのに伴い、プライバシー侵害等への危険性や不安感が増大したことから、個人の権利利益を保護することを目的に、2005（平成 17）年度から「個人情報の保護に関する法律」が全面施行されました。しかし、一部で個人情報の不正取得などの問題も発生しています。

北朝鮮当局による拉致問題は重大な人権侵害で、2006（平成 18）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国や地方公共団体がこの問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとされました。

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

福島第一原子力発電所の事故の影響により被災した人々が差別されるなど、東日本大震災に起因する人権問題も発生しています。一人ひとりが正しい知識と思いやりの心を持ち、問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止していくことが必要です。

【現状と課題】

○様々な問題に対する正しい知識と理解が浸透していないことにより偏見や差別が発生し、社会的モラルや人権意識が育っていないことにより被害が拡大しています。これからは、様々な価値観やライフスタイルを持つ人々が共生できる社会でなければならず、そのためには、一人ひとりの個性や違いを認め合い、尊敬し合うことが重要です。様々な人権問題について正しい理解と認識を持ち、お互いの生き方・考え方を柔軟に認め合う態度を育てる人権教育・啓発が、あらゆる機会にあらゆる場所で行われることが必要です。

○様々な人権問題について被害を受けている人々がいます。そのような人々を支援するために相談窓口の周知を図り、連携した支援ができるよう連絡体制を整える必要があります。

【施策の方向】

様々な人権問題に対する正しい知識を育てることで差別や偏見をなくすとともに、相談体制の充実などにより、様々な人権問題に関わる人の人権を守る取組を推進します。

① 様々な問題への理解を深める教育・啓発の推進

様々な人権問題に対する正しい知識を普及し、互いの個性や違いを認め合う態度を育てる人権教育・啓発活動を推進します。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
94	17 (P.60)	申請書及び証明書等の不要な記載欄(性別等)の見直しの働きかけ	市関係課	人権男女共同参画室

② 被害が発生した場合の相談や支援体制の周知

人権に関する様々な被害を受けている人々に対する相談や支援体制を周知し、連携した体制を整えるよう努めます。

主要課題（８）その他の問題に関する取組 における事業の進行を管理する指標

指標 No.	取組内容	対象	指標		直近値 (H26年度)	目標値 (H32年度)	所管課
17 (P.60)	申請書及び証明書等の不要な記載欄(性別等)の見直しの働きかけ	市関係課	改善件数	⬆	-	5件	人権男女共同参画室

※「⬆」は目標値を上回ることが望ましい指標、「⬇」は目標値を下回ることが望ましい指標

基本目標 3 平和な社会をつくる人権教育・啓発

【これまでの取組】

戦争は、人権侵害の最たるものです。国連憲章はその前文において、20 世紀に二度まで言語に絶する悲しみを人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救うことをうたっています。また、1948（昭和 23）年に国連総会で採択された「世界人権宣言」には、世界中のすべての人の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを認めることが、世界における自由・正義及び平和の基礎であると明記されています。

長崎市は、広島市に続いて 1945（昭和 20）年 8 月 9 日に投下された原子爆弾により、まちは一瞬にして廃墟と化し、当時の人口の 3 分の 2 にあたる 15 万人余りの人々が死傷しました。また、そのなかには、中国人や朝鮮人、連合軍捕虜などの外国の人々も数多く含まれていました。

被爆者は、戦後の復興期において、被爆による身体的・精神的苦痛のみならず、親族・友人を失った悲しみや心の傷を引きずりながら生活し、さらには、被爆者に対する差別や偏見、貧困などに苦しめられる状況が続きました。この間、国は 1957（昭和 32）年に、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を、また、1968（昭和 43）年には「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」を制定し、被爆者の健康管理、医療及び福祉の向上を図ってきました。さらに、1995（平成 7）年には、被爆者の高齢化などを踏まえ保健、医療、福祉の総合的な援護策を講じ、世界恒久平和の祈念と原爆死没者の尊い犠牲を銘記するため、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」を施行しました。

戦争の悲惨さと原爆の恐ろしさを体験した私たち長崎市民は、核兵器による犠牲は自分たちが最後であって欲しいという願いに基づき、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を全世界に訴え続け、毎年 8 月 9 日に原爆犠牲者慰霊平和祈念式典を行い、長崎市長が市民の平和の願いを込めた平和宣言を行っています。

また、長崎市は「国際文化の向上を図り、恒久平和の理想を達成する」という「長崎国際文化都市建設法」（1949（昭和 24）年公布）の精神に基づき、平和で明るく、住みやすいまちの建設に努めてきました。

さらに、1989（平成元）年 3 月、市制施行 100 周年の年に長崎市民の平和への誓いを新たにするため「長崎市民平和憲章」を制定しました。平和憲章は、「差別のない思いやりにあふれた明るい社会づくり」「戦争・被爆体験の継承と平和に関する教育の充実」「国連や世界各都市と連携した人類の繁栄と福祉の向上」「非核三原則の遵守と世界平和・軍縮の推進」「核兵器の廃絶」の 5 項目からなっています。長崎市は、古くから外国との交流を通じて発展してきた歴史的特性と、被爆体験に基づき核兵器廃絶を訴える平和都市としての使命を踏まえ、平和憲章を基本理念として各種の平和事業を推進しています。

【現状と課題】

○次代を担う青少年に原爆の恐ろしさや戦争の悲惨さ、平和の大切さと命の尊さを伝えるために、市内小・中学校においては被爆体験講話や原爆資料館の見学などを実施しています。しかし、全国の被爆者の平均年齢は平成26年度末で80歳を超えて、高齢化が進み被爆体験証言を直接聞くことが難しくなっているため、被爆の実相を伝える施設や設備を充実させ、被爆証言や資料の保存活用を図るとともに、被爆の実相を継承していく方法を考える必要があります。

○小・中学校における児童・生徒向けの平和学習のほか青少年ピースボランティアの育成、青少年平和交流事業や平和祈念行事の実施などにより青少年をはじめ市民の平和意識の高揚に努めています。被爆体験の風化を防ぐために、これからも平和学習や啓発事業を実施していく必要があります。

○被爆の実相を国内外の人々に伝えるため、原爆展の開催、ホームページやフェイスブックなどによる原爆・平和情報の発信に努めています。しかしながら、世界には人類を何度も滅亡させるほどの数の核兵器が存在しており、核の拡散も懸念されています。21世紀を核兵器のない世界とするために、国連をはじめ国際機関やNGO（非政府組織）などとの連携を更に強め、国内外の人々に原爆被爆の悲惨さを伝え、平和を希求する意識を共有できるような平和メッセージを発信し続ける必要があります。

○世界の6,000都市以上が加盟する平和首長会議では都市が共通に抱える問題や平和を阻害する問題の解決に協力するとともに、長崎・ヒバクシャ医療国際協力会では核実験等の放射線被害者への支援をしています。しかし、世界では民族や宗教、思想などの対立による紛争や戦争が後を絶たず、飢餓、貧困、難民、人権抑圧、環境破壊などの平和を脅かす問題も発生しています。これらの問題を解決するため、平和首長会議のほか国際機関や都市、NGOなどとも連携して平和ネットワークを構築するとともに、都市間交流や国際協力事業を進めることで世界平和を推進する必要があります。また、これらの問題を市民が自分自身の問題として考え対応できるように、国際理解教育や市民のボランティア活動を推進することも必要です。

【施策の方向】

被爆を体験し、核兵器廃絶を訴える平和都市としての使命を踏まえ、「長崎市民平和憲章」の理念に基づき、平和な社会をつくるための施策や、平和への意識づくりを推進します。

① 被爆の実相の継承と平和学習の充実

平和な社会をつくるために、被爆証言や被爆資料等を活用した平和学習を充実し、後世の人々に原爆の恐ろしさと戦争の悲惨さ、平和の大切さと命の尊さを伝えていきます。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
95	18 (P.64)	原爆資料館の常設展示の充実や企画展示の開催	国内外の市民	平和推進課 被爆継承課
96	19 (P.64)	次世代の平和活動の担い手を育成する青少年ピースボランティア育成事業の実施	国内の青少年(高校生から29歳まで)	被爆継承課
97	20 (P.64)	被爆体験を継承していく家族・交流証言者が講話を行うために必要な支援の実施	市民	被爆継承課
98		インターネットによる被爆資料等の活用	国内外の市民	被爆継承課
99		長崎原爆遺跡の国の史跡指定	国内外の市民	被爆継承課

② 核兵器廃絶に向けた世論の喚起と平和な世界の創造

国内外の人々が、原爆被爆の悲惨さを理解することで平和な社会を希求する意識を高めていけるよう、世論を喚起し、世界に向けて平和を発信し続け、核兵器廃絶と恒久平和の実現をめざします。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
100	21 (P.64)	平和首長会議加盟都市の増加による国内外におけるネットワークの拡大	国内外自治体	平和推進課
101		国際会議等での演説、関係者への要望	各国政府代表等	平和推進課
102		平和・原爆ホームページによる情報発信	国内外の市民	平和推進課
103		日本非核宣言自治体協議会会員自治体の増加による国内におけるネットワークの拡大	国内自治体	平和推進課

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
104		長崎平和特派員の認定による海外におけるネットワークの拡大	海外の平和活動者	平和推進課
105		人材育成のための長崎の若者の国際会議への派遣	県内の若者	平和推進課

基本目標3 平和な社会をつくる人権教育・啓発 における事業の進行を管理する指標

る指標

指標 No.	取組内容	対象	指標		直近値 (H26年度)	目標値 (H32年度)	所管課
18 (P.63)	原爆資料館の常設展示の充実や企画展示の開催	国内外の市民	原爆資料館入館者数	⬆	670,000人	710,000人	平和推進課 被爆継承課
19 (P.63)	次世代の平和活動の担い手を育成する青少年ピースボランティア事業の実施	国内の青少年(高校生から29歳まで)	青少年ピースボランティア学習会の延べ人数	⬆	614人	734人	被爆継承課
20 (P.63)	被爆体験を継承していく家族・交流証言者 ^[1] が講話を行うために必要な支援の実施	市民	家族・交流証言者が行った講話の回数	⬆	3回	288回	被爆継承課
21 (P.63)	平和首長会議加盟都市の増加による国内外におけるネットワークの拡大	国内外自治体	平和首長会議加盟都市数	⬆	6,585都市	10,000都市	平和推進課

※「⬆」は目標値を上回ることが望ましい指標、「⬇」は目標値を下回ることが望ましい指標

[1] 長崎市が取り組んでいる、「語り継ぐ被爆体験(家族・交流証言)」推進事業の登録者。被爆者に代わって被爆体験を語り継いでいくために市が支援を行っている。

基本目標 4 特に人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育・啓発

【これまでの取組】

市職員・消防職員をはじめとする公務員、教職員や社会教育施設などの教育関係職員、医療関係者、福祉保健関係者などは、市民に接する機会が多く、直接市民生活に影響を及ぼすことから、特に市民の人権に関わりの深い職業従事者として位置づけられており、その職務の遂行にあたっては常に人権意識をもって臨むことが求められています。そのため、様々な人権問題を正しく理解して豊かな人権感覚を身につけるとともに人権尊重の視点に立って適切な対応ができるよう、それぞれの職場において人権に関する研修等を実施し、また、様々な講演会などにも参加しています。

【現状と課題】

○市職員が豊かな人権感覚を持ち、職務において実践できるよう、勤務年数等に応じた研修や職場研修などを行っています。市民生活に直接影響を及ぼす立場にある市職員は、人権に配慮した対応が求められるため、一人ひとりの人権感覚を高める研修を継続して行う必要があります。

○教職員は子どもや保護者に対する影響力が強く、教職員自身の人権意識を高めて人権教育を推進することが求められているため、学校などで様々な研修や実践的学習を行っています。具体的には、通常の研修会への参加の他に、体験的参加型研修会の実施や公開授業、ボランティア活動による研修なども実施しています。教職員が人権に関する知識を習得し、伝達技術を向上させ、自己の態度を形成できる研修の充実が求められています。

○消防の目的は市民の生命、身体及び財産を守ること、その職務は住民の生活と密着していることから人権を尊重した住民との信頼関係の構築が必要です。そのため、消防職員や消防団員等への人権に関する研修を行っていますが、住民との信頼関係を確保しながら、防火・防災活動などの啓発活動を実施できるように、人権に対する理解や認識を向上させることを主眼とした研修を実施する必要があります。

○医師や看護師をはじめとする医療関係者は、生命の尊重と個人の尊厳の確保という市民の基本的人権に関わる職務に従事しており、病気に対する正しい知識を習得し、患者の人権を尊重する必要があります。

○高齢者、子ども、障害者等に接する機会が多い社会福祉関係者や保健関係者への人権教育が重要です。社会福祉関係者や保健関係者等に対して、個人の尊重、個人情報・秘密保持、公平な処遇の確保など人権に配慮した対応ができるような教育や啓発の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

特に市民の人権に関わりの深い職業従事者の人権意識を高め、常に人権尊重の視点に立って適切な対応ができるよう、人権問題を正しく理解して豊かな人権感覚を身につけるための教育・啓発活動を推進します。

① 研修や啓発資料による教育・啓発の充実

職場における人権に関する研修の実施や、様々な講演会などへの参加、啓発資料を活用した教育・啓発を充実します。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
106		採用年次等に伴う計画的な人権に関する研修の実施	市職員	人事課
48		保育所職員への研修【再掲】	市立保育所職員	幼児課
107	22 (P.67)	人権に関する職場研修の実施	市職員	人権男女共同参画室
108	23 (P.67)	小・中学校での人権教育研修会の実施	市立小・中学校教職員	学校教育課
109	24 (P.67)	消防職員、消防団員への人権に関する研修会の実施	消防職員、消防団員	消防局総務課 消防局予防課
110		高齢者に関わる職員等に対する、高齢者の人格の尊重、個人の秘密保持、公平な処遇の確保のための人権教育の実施	地域包括支援センター職員、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員、介護事業者	高齢者すこやか支課
111		感染症に対する正しい知識の習得のための研修会の実施	老人介護施設職員、医療従事者	地域保健課
112		庁内人権通信の発行	市職員、関係団体	人権男女共同参画室

基本目標4 特に人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育・啓発

における事業の進行を管理する指標

指標 No.	取組内容	対象	指標		直近値 (H26年度)	目標値 (H32年度)	所管課
22 (P.66)	人権に関する職場研修の実施	市職員	実施率	↑	93%	100%	人権男女 共同参画室
23 (P.66)	小・中学校での人権教育研修会の実施	市立小・ 中学校教 職員	実施率	↑	100%	100%	学校教育課
24 (P.66)	消防職員、消防団員 への人権に関する研 修会の実施	消防職員 消防団員	実施率	↑	97%	100%	消防局総務課 消防局予防課

※「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標

基本目標 5 人権侵害から市民を守る体制づくり

主要課題（１）相談体制の充実

人権が尊重された社会とは、一人ひとりの人権が尊重され、誰も人権を侵害されない社会で、そのような社会をつくるには人権教育や人権啓発が重要です。しかし、実際には、様々な人権問題が存在し、全国的に、女性、子ども、高齢者、障害者などに対する虐待や暴力などの人権侵害が深刻化する傾向があり、虐待を防止するための法整備などが進んでいます。様々な人権侵害から市民を守るために、人権教育・啓発を推進するとともに相談体制を充実する取組を進めます。

2001（平成13）年に法務省人権擁護推進審議会が答申した「人権救済制度の在り方について」の中で、「相談は、適切な助言を通じて、人権侵害の発生や拡大を防止し、本格的な救済手続への導入機能や、他の救済制度の紹介・取次ぎ機能をも併せ持っている。」とされ、人権救済制度における「相談」の重要性が指摘されています。市民が相談したいとき、気軽に、すばやく、柔軟に相談できる体制をつくり、問題の早期発見と早期対応により人権侵害を未然に防ぐように努めます。

また、人権侵害が発生した場合は、適切な対応や関係機関との連携により被害の拡大を防ぎ問題解決のための支援を行います。

【これまでの取組】

長崎市には市政相談や法律相談などの一般的な相談のほかに、女性、子ども、高齢者、障害者など分野ごとの相談が行われ、同時に支援も行われています。

女性に関しては、男女間の不平等やセクシュアル・ハラスメント、家庭問題などの悩みにかかる相談を受けるため、1992（平成4）年から女性センター（現在の男女共同参画推進センター）に相談窓口を設置しました。2011（平成23）年度から、男女間の暴力の増加に対応するため、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を位置づけ、相談体制を充実させるとともに関係部局間の連携によりDV被害者への支援体制を強化したところです。

子どもに関しては、児童虐待を含む子育て全般に関する相談の窓口として子育て支援課に「子ども総合相談」を設置しています。平成18年度からは従来の電話・来所相談に加え、（携帯）メールによる相談を受けており、早期発見・早期対応に努めています。支援が必要な家庭については、各関係機関と連携し、養育状況の改善に向けて対応しています。

学校では、いじめや不登校をはじめ、非行や暴力、さらにはインターネットや携帯電話によるトラブルなど様々な問題が発生しています。特にいじめの問題に関しては、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて児童生徒一人ひとりに徹底することを基本姿勢とした対応を行い、その他の問題に関しても問題発生の防止と発生後の迅速な対応に努めています。また、すべての子どもたちが安心して学校生活を送れるように、各種相談員を配置して子どもが相談しやすい環境を整備するとともに、不登校や支援を要する児童生徒への相談体制の充実を図っています。

高齢者に関しては、高齢者虐待防止法の平成17年の施行を受け、高齢者虐待相談専用電話を開設するなど24時間体制で相談対応を行っています。平成18年度に作成（平成25年度改訂）した「長崎市高齢者虐待防止・支援マニュアル」を関係機関へ配布し、市内に設置された地域包括支援センターとの連携を図りながら高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、権利擁護に関する支援を行っています。認知症高齢者へは、認知症に対する正しい理解を進めるため

「認知症サポーター養成講座」等を通じた啓発活動を実施するとともに、地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員を中心に、医療等との連携を図りながら認知症の人や家族への支援に取り組んでいます。また、権利と財産を守るために、保護者がいない判断能力が不十分な高齢者に対し市長による成年後見人選任の申立てを行うなど、成年後見制度利用の普及啓発及び申立て支援を行っています。

障害者に関しては、障害者自立支援法の施行により、3障害（身体障害、知的障害、精神障害）の施策が一元化されるとともに、地域居住資源の整備、生活介護、自立訓練、就労支援、地域生活支援の充実など障害者の福祉向上を図りながら、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指すこととされました。そのようななか、長崎市では、障害者の地域での安定した生活を支援するため、障害者やその家族等からの相談に応じ、情報の提供や福祉サービスの利用支援、虐待の防止や関係機関との連絡調整を行う障害者相談支援事業を実施しています。2012（平成24）年10月に障害者虐待防止法が施行され、今後は、関係機関等の協力体制の充実を図るとともに、障害者虐待防止センターの運営等により支援体制を強化する必要があります。また、障害者の権利と財産を守るため、身寄りがなく、判断能力が不十分な知的障害者、精神障害者に対し、市長による成年後見人選任の申立て支援を行っています。

また、法務局の人権相談所などで、人権擁護委員と法務局職員が、すべての人権問題について相談を受け、相談内容に応じて人権救済の手続きを開始し、必要な措置をとることができます。人権侵害から市民を守るために、このような機関との連携を図り、相談窓口の周知や女性・子ども・高齢者・障害者に関する強化週間の広報などを行っています。

【現状と課題】

○子どもや高齢者、障害者に対する虐待、配偶者などからの暴力、子育てや教育に関する不安、病気などに対する相談など、様々な問題に関する相談を受け支援する機関が設置されています。市民が必要とする時に、安心してすばやく相談できるように、相談窓口や救済機関、自立支援機関などの情報を収集し広く周知する必要があります。

○人権に関わる様々な相談窓口が行政や民間団体により整備され、救済や支援に向けた取組が行われています。相談に対して、迅速に、適切な対応ができるように、それぞれの体制を充実させる必要があります。また、増加傾向にある相談に対応するため、相談員の資質向上を図る研修体制を整備することも求められています。

○人権問題が多様化、複雑化するなかで、関係する機関や団体が連携して被害を受けた人の支援にあたることが重要で、また、最も適切な機関に相談をつなぐことも必要です。効果的に必要な支援を行えるよう、日頃から関係機関が連携できる体制をつくり、それを強めていくことが求められています。

【施策の方向】

人権が尊重された社会を実現するために、人権教育や啓発により市民の人権意識を高めるとともに、様々な人権侵害に対する相談体制を充実して市民の人権を守る取組を推進します。

① 相談窓口や救済機関、自立支援機関の周知

市民が必要とする時に、安心してすばやく相談できるように、あらゆる機会に相談窓口や救済機関、自立支援機関を周知します。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
113		相談窓口の周知	市民	人権男女共同参画室

② 相談、救済体制の充実

人権を侵害する様々な問題が発生した際に、迅速に、適切な対応ができるように、それぞれの人権問題に関する相談、支援体制を充実します。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
10		各種相談員の配置【再掲】	市立小・中学校	学校教育課
11		スクールカウンセラー派遣【再掲】	市立小・中学校	学校教育課
12		スクールソーシャルワーカー派遣【再掲】	市立小・中学校	教育研究所
13	9 (P.71)	いじめ、不登校、障害のある児童・生徒の相談対応【再掲】	児童、生徒、保護者	教育研究所
44		DV被害者支援のための警察、司法機関、民間団体、県などとの連携・協力【再掲】	関係機関	人権男女共同参画室
53		子どもや子育てに関する全般の問題について、相談に応じるこども総合相談の実施【再掲】	市民	子育て支援課
54	8 (P.71)	要保護児童がいる家庭への関係機関と連携した支援【再掲】	要保護児童等	子育て支援課
64		包括支援センター等における高齢者虐待の相談及び市への通報【再掲】	市民	高齢者すこやか支援課
65	11 (P.71)	包括支援センター等における成年後見制度利用相談への対応【再掲】	市民	高齢者すこやか支援課
69	12 (P.71)	障害者相談支援体制の充実・強化【再掲】	障害者	障害福祉課
78		障害者虐待の相談及び市への通報【再掲】	市民	障害福祉課

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
93		電話等によるエイズ相談の実施【再掲】	市民	地域保健課

③ 関係機関の連携による機能強化

様々な人権問題に対して、効果的に必要な支援を行うために、関係機関が連携して対応する体制づくりに努めます。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
55		親子支援ネットワーク地域協議会による要保護児童の支援のための関係機関の連携【再掲】	関係機関	子育て支援課

主要課題（１）相談体制の充実 における事業の進行を管理する指標

指標 No.	取組内容	対象	指標		直近値 (H26年度)	目標値 (H32年度)	所管課
8 (P.70)	要保護児童がいる家庭への関係機関と連携した支援【再掲】	要保護児童等	児童虐待相談で改善した割合	↑	76.6% (平成22～26年度までの改善率)	85.0%	子育て支援課
9 (P.70)	いじめ、不登校、障害のある児童・生徒の相談対応【再掲】	児童生徒保護者	対応件数	↑	6,518件	8,000件	教育研究所
11 (P.70)	包括支援センター等における成年後見制度利用相談への対応【再掲】	市民	相談者数	↑	790人 (平成24～26年度までの平均値)	865人	高齢者すこやか支援課
12 (P.70)	障害者相談支援体制の充実・強化【再掲】	障害者	利用者数	↑	22,889人	28,600人	障害福祉課

※「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標

主要課題（２）未然に防ぐしくみづくり

【施策の方向】

人権が尊重された社会を実現するために、人権侵害に対する相談体制の充実を図るとともに、市民に対する人権侵害を未然に防ぐための取組を推進します。

① 人権侵害を未然に防ぐ取組の推進

人権侵害につながる可能性のある様々なことに対して、人権侵害を未然に防ぐための取組を推進します。

施策の方向に沿って取り組む事業一覧

事業 No.	指標 No.	取 組 内 容	対 象	所 管 課
65		包括支援センター等における成年後見制度利用相談への対応 【再掲】	市民	高齢者すこやか支援課
79		成年後見制度の周知【再掲】	市民	障害福祉課
114		住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の導入	市民	市民課 人権男女共同参画室

基本目標 6 人権施策を力強く進める環境づくり

すべての人が人権を身近な問題であると認識し、様々な人権について理解し、日常生活において、人権への配慮が一人ひとりの態度や行動に現れるように、実施方法の充実などを図り、更に効果的な人権教育、啓発を推進します。

【現状と課題】

- 市民が人権について正しく理解し、人権に配慮した行動がとれるようになるためには、あらゆる機会に、あらゆる年齢層の人たちに、その発達段階に応じた人権教育、啓発を行う必要があり、そのためには、それを行う人材の育成が重要です。様々な人権を守るための指導者の育成が行われていますが、「専門的知識を持ち、効果的な手法で研修ができる指導者」「地域社会に密着した市民にとって身近な指導者」「研修等の企画、立案ができる指導者」などを育成する必要があります。
- 様々な人権に関する研修を実施し、人権に関する冊子やパンフレットなどを配布していますが、更に効果的に実施できる内容や手法について検討することが重要です。「市民が受け入れやすく、分かりやすい内容」「一面的な内容でなく多様な価値観に基づく内容」「自らが考え体験できる手法」などを意識して実施することが必要です。
- 人権教育・啓発は、現在、各自治体や国、県、事業者、民間団体などがそれぞれに実施しています。それぞれの実施主体が役割に応じて体制を強化することも重要ですが、国、県、企業や民間団体等との連携が必要です。そのため、日頃から情報を交換し、それぞれの役割に応じた人権教育・啓発の協力・支援体制を強化する必要があります。
- 人権に関する講演会等の周知、人権に関する記事の掲載など広報紙をはじめ市の広報媒体を利用した啓発や、新聞、テレビなどマスメディアを活用した広報に取り組んでいます。人権に関する情報を市民に継続して伝えていくことはたいへん重要であるため、市民にわかりやすく、身近に感じられる内容をあらゆる人に周知できる方法で情報発信する必要があり、今後、インターネットなどのIT関連技術を有効に活用することが求められています。

【施策の方向】

- ① 指導者となる人材の育成
- ② 効果的な内容と手法の検討
 - ・身近で、分かりやすい内容
 - ・多様な価値観に基づく内容
 - ・自らが考え体験できる手法
- ③ 関係関や団体相互の連携
- ④ マスメディア、IT関連技術を活用した情報提供
 - ・広報紙をはじめとした市の広報媒体やマスメディアの利用
 - ・インターネット等のIT関連技術の効果的活用

第4章 計画の推進

第4章 計画の推進

1 推進体制

この計画の基本理念である『一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする「希望あふれる人間都市」の実現』のために、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進する必要がある、その実施については、市民、事業者、市（行政）がそれぞれの役割分担のもとで協力、連携しながら取組を進めます。

（1）市民の役割

一人ひとりの市民が、人権を身近な問題だと認識し、様々な人権について理解し、日常生活において人権に配慮した行動をとれるようになるために、毎日の生活のなかで、できることを自発的に取り組むように努めます。市や地域、市民団体、事業所等が実施する人権に関する取組にも参加・協力し、それぞれの人権意識を高めていきます。

（2）事業者の役割

商品やサービスの提供をするだけでなく、社会に大きな影響を及ぼす存在であることを認識し、経営者や担当者だけでなく、従業員一人ひとりの人権意識を高める取組を行い、人権に配慮した職場環境を作ります。また、人権意識を高めるために、市や地域、市民団体等が行う取組に参加するとともに、連携した取組を進めます。

（3）市（行政）

長崎市における人権教育・啓発に関する施策を推進するとともに、市民、事業者、市（行政）が連携した取組を進める際の中心的役割を果たします。この計画を着実に推進していくために、副市長を本部長とする「長崎市人権教育及び啓発推進本部」が、市役所内部の推進体制として計画の推進に関する総合的調整を行います。また、市民や事業者をはじめ関係団体や関係機関と協力、連携して計画を効果的に推進するため、「長崎市人権教育・啓発審議会」に参画する学識経験者や関係団体の代表者等から広く意見を聴取し、その反映に努めます。

（4）長崎市人権教育・啓発審議会

長崎市における人権教育・啓発に関する計画を効率的に運用し、実効性のあるものとするため、計画の策定、実施、進捗確認、次期計画への反映までを対象として、幅広く市民の意見を求めるために、学識経験者や関係団体の代表者等を委員として設置します。

2 進行管理

この計画を効率的に運用し、実効性のあるものとするために、施策の取組み状況を確認し、年次的に検証します。主な項目については、数値目標を設定し、進行を管理するとともに、それ以外の事業実績についても毎年確認し、計画を推進する際の参考にします。また、必要に応じて、計画内容の見直しなどを含めた検討を行います。

（1）計画

第2次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画で、長崎市のめざす姿とそれを実現させるため

の方策を示し、計画期間の満了までに達成すべき数値目標を設定しています。

(2) 実施

計画の実施に際しては、市民、事業者、市（行政）が協力、連携して取り組みます。

(3) 点検

市内部の長崎市人権教育及び啓発推進本部による事業の検証や、長崎市人権教育・啓発審議会に参画する学識経験者や関係団体の代表者等との情報交換をもとに計画の進捗状況の点検を行います。また、点検方法については、状況に応じて見直しなどを行います。

(4) 見直し

市内部及び外部からの意見や市の状況等をもとに、実施する取組について検討し、必要に応じて計画の見直しを行います。

資料編

・平成 27 年度長崎市人権教育・啓発審議会開催状況	81
・長崎市附属機関に関する条例（抜粋）	82
・長崎市人権教育・啓発審議会規則	82
・長崎市人権教育・啓発審議会委員名簿	84
・長崎市人権教育及び啓発推進本部設置要綱	85
・日本国憲法（抄）	88
・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	89
・長崎市民平和憲章	90
・ながさき男女共同参画都市宣言	91

平成 27 年度長崎市人権教育・啓発審議会開催状況

回	開催日	主 な 内 容
第 1 回	平成 27 年 8 月 6 日	・委嘱状交付 ・第 2 次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画の概要について ・第 2 次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画の後半 5 年間に向けた見直しの方針について ・第 2 次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画の進捗状況について（平成 25 年度・平成 26 年度）
第 2 回	平成 27 年 8 月 31 日	・第 2 次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画の見直し素案について
(パブリック・コメント制度による意見募集)		(実施時期：平成 27 年 10 月 1 日～平成 27 年 10 月 30 日)
第 3 回	平成 27 年 11 月 20 日	・第 2 次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画の見直し最終案について
	平成 27 年 12 月 14 日	・長崎市人権教育・啓発審議会会長への見直し最終案の確認及び了承

長崎市附属機関に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、法律、政令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき、附属機関の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 執行機関及び上下水道事業管理者(以下「執行機関等」という。)の附属機関は、別表のとおりとする。

別表（第2条関係）

名称	担当事務
（略）	（略）
長崎市人権教育・啓発審議会	本市の人権教育・啓発に関する重要事項の調査審議に関すること。
（以下略）	（以下略）

長崎市人権教育・啓発審議会規則

平成27年3月27日長崎市規則第41号

（趣旨）

第1条 この規則は、長崎市附属機関に関する条例（昭和28年長崎市条例第42号）第3条の規定に基づき、長崎市人権教育・啓発審議会（以下「審議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 市民

3 市長は、前項第3号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(関係人の出席)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(結果報告)

第7条 会長は、調査審議が終わったときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民局市民生活部人権男女共同参画室において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 公募の方法による委員の選任に関し必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

長崎市人権教育・啓発審議会委員名簿

任期：平成 27 年 7 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日

(50 音順)

氏 名	備 考
泉川 公一	長崎大学病院感染制御教育センター
かく くにこ	NPO法人市民後見人の会・ながさき
久米 直（職務代理者）	長崎市青少年育成連絡協議会
栗山 洋子	長崎人権擁護委員協議会
桑原 亜矢子	長崎市PTA連合会
近藤 幸忠	長崎市立中学校長会
田平 美恵子	ながさき女性・団体ネットワーク
橋田 和廣	連合長崎・長崎地域協議会
原 久志	部落解放同盟長崎県連合会長崎支部
松尾 敏章	公募
松永 安市	長崎商工会議所
松村 正信	（一社）長崎市心身障害者団体連合会
森永 春乃	西町国際クラブ
山崎 滋夫（会長）	元活水女子大学特別教授
吉田 睦子	（公財）長崎平和推進協会

委員数 15 人

長崎市人権教育及び啓発推進本部設置要綱

（設置）

第1条 本市の人権教育及び人権啓発に関する施策について、関係部局の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、長崎市人権教育及び啓発推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人権教育及び人権啓発の基本計画の策定に関すること。
- (2) 長崎市人権教育・啓発に関する基本計画に基づく施策の推進に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、市長の職務を代理する第1順位の副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、市長の職務を代理する第2順位の副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

（運営）

第4条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部長は、必要があると認めたときは、本部員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

（幹事会及びワーキンググループ）

第5条 本部に幹事会を置き、本部の運営について必要な事項を処理する。

- 2 幹事会を構成する幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充て、市民局市民生活部人権男女共同参画室長を幹事長とし、教育委員会事務局教育総務部生涯学習課長を副幹事長とする。
- 3 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会を招集し、これを主宰する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 幹事会の下にワーキンググループを置き、本部の運営について必要な事項を処理する。
- 6 ワーキンググループは幹事の所属する課（都市経営室、その他これらに準ずる室を含む。）の職員のうちから当該課の長が指定するものとし、市民局市民生活部人権男女共同参画室係長をそのマネージャーとする。

（庶務）

第6条 本部、幹事会及びワーキンググループの庶務は、市民局市民生活部人権男女共同参画室において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成15年4月15日から施行する。

（「人権教育のための国連 10 年」長崎市推進本部設置要綱の廃止）

2 「人権教育のための国連 10 年」長崎市推進本部設置要綱（平成 11 年 12 月 13 日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 16 日から施行する。

別表第 1（第3条関係）

総務局企画財政部長	市民局こども部長	建設局建築部長
総務局総務部長	市民局環境部長	消防局長
総務局理財部長	経済局商工部長	上下水道局長
市民局市民生活部長	経済局文化観光部長	議会事務局長
市民局原爆被爆対策部長	経済局水産農林部長	教育長
市民局福祉部長	建設局土木部長	
市民局市民健康部長	建設局都市計画部長	

別表第 2（第5条関係）

広報広聴課長	市民局福祉部高齢者すこやか支援課長	建設局都市計画部都市計画課長
しごと改革室長	市民局福祉部障害福祉課長	建設局建築部住宅課長
総務局企画財政部都市経営室長	市民局市民健康部地域保健課長	消防局総務課長
総務局総務部人事課長	市民局こども部子育て支援課長	上下水道局総務課長
総務局理財部契約検査課長	市民局こども部幼児課長	議会事務局総務課長
市民局市民生活部安全安心課長	市民局こども部こどもみらい課長	選挙管理委員会事務長
市民局市民生活部市民課長	市民局環境部環境政策課長	農業委員会事務長
市民局市民生活部人権男女共同参画室長	経済局商工部産業雇用政策課長	監査事務局長
市民局原爆被爆対策部調査課長	経済局文化観光部国際課長	教育委員会生涯学習課長
市民局原爆被爆対策部平和推進課長	経済局水産農林部水産農林政策課長	教育委員会学校教育課長
市民局福祉部福祉総務課長	建設局土木部土木総務課長	

日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

〔基本的人権の享有〕

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

〔自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止〕

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔法の下での平等〕

第14条 すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2、3項省略

〔思想及び良心の自由〕

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔居住・移転・職業選択の自由、外国移住の自由〕

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第23条 学問の自由は、これを保障する。

〔家族生活における個人の尊厳と両性の平等〕

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権、国の社会的使命〕

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利、教育の義務〕

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

〔基本的人権の本質〕

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

〔最高法規、条約及び国際法規の遵守〕

第98条 この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深めこれを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

長崎市民平和憲章

平成元年3月27日
議 決
平成元年3月27日
告 示 第 1 1 2 号

私たちのまち長崎は、古くから海外文化の窓口として発展し、諸外国との交流を通じて豊かな文化をはぐくんできました。

第二次世界大戦の末期、昭和20年（1945年）8月9日、長崎は原子爆弾によって大きな被害を受けました。私たちは、過去の戦争を深く反省し、原爆被爆の悲惨さと、今なお続く被爆者の苦しみを忘れることなく、長崎を最後の被爆地にしなければなりません。

世界の恒久平和は、人類共通の願いです。

私たち長崎市民は、日本国憲法に掲げられた平和希求の精神に基づき、民主主義と平和で安全な市民生活を守り、世界平和実現のために努力することを誓い、長崎市制施行100周年に当たり、ここに長崎市民平和憲章を定めます。

- 1 私たちは、お互いの人権を尊重し、差別のない思いやりにあふれた明るい社会づくりに努めます。
- 1 私たちは、次代を担う子供たちに、戦争の恐ろしさを原爆被爆の体験とともに語り伝え、平和に関する教育の充実に努めます。
- 1 私たちは、国際文化都市としての世界の人々との交流を深めながら、国連並びに世界の各都市と連帯して人類の繁栄と福祉の向上に努めます。
- 1 私たちは、核兵器をつくらず、持たず、持ちこませずの非核三原則を守り、国に対してもこの原則の厳守を求め、世界の平和・軍縮の推進に努めます。
- 1 私たちは、原爆被爆都市の使命として、核兵器の脅威を世界に訴え、世界の人々と力を合わせて核兵器の廃絶に努めます。

私たち長崎市民は、この憲章の理念達成のため平和施策を実践することを決意し、これを国の内外に向けて宣言します。

ながさき男女共同参画都市宣言

古くからその港を世界に向けて開き、異なる文化を受け入れ、さまざまな人びとと共存してきた街“ながさき”。わたしたちは、性別にとらわれず、世代を超えて、あらゆる人びとを大切に育て、ゆく街をきずくため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 一人ひとりが性別にとらわれず、自らの意思による多様な生き方を選択できる街“ながさき”をつくれます。
- 1 男女がお互いに、支え合いながら、家事・育児・介護・地域活動をわかちあう街“ながさき”をつくれます。
- 1 一人ひとりがその能力と個性を生かし、職場など社会のあらゆる分野に、女も男も等しく参画する街“ながさき”をつくれます。
- 1 次代を担う子どもたちに男女平等の教育をおしすすめ、すべての人びとの人権を尊重する街“ながさき”をつくれます。
- 1 男女がともに手を取りあって、地球環境を守り、恒久平和の尊さを世界の人びとに発信してゆく街“ながさき”をつくれます。

平成11年（1999年）9月6日

長 崎 市

策定 平成 28 年 3 月

編集・発行

長崎市市民局市民生活部人権男女共同参画室

〒850-0874 長崎市魚の町 5 番 1 号

電話 095-826-0018 FAX 095-826-2244

E-mail : jinkendanjo@city.nagasaki.lg.jp